

令和3年度

第2回 県政モニターアンケート調査結果報告書



長野県

目 次

I	調査の概要	-----	1
II	結果の内容	-----	5
	【人権に関する意識について】		
	問1	他者の人権を尊重した行動への意識	6
	問2	身の回りで起きている人権問題	7
	問3	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	8
	問4	人権に関する相談窓口の認知度	9
	【県政の広報について】		
	問5	広報紙の閲覧状況	11
	問6	テレビにおけるCM動画の閲覧状況	12
	問7	YouTubeにおけるCM動画の閲覧状況	13
	問8	インターネット広告の閲覧状況	14
	問9	広報企画の内容への評価	15
	問10	広報企画に接触したことによる行動変容	16
	【消費生活に関する意識について】		
	問11	今後取り組んでほしい消費生活に関する施策	17
	問12	消費者トラブルの相談先	18
	問13	消費者トラブルを相談しなかった理由	19
	問14	消費生活に関する知りたい情報	20
	【自転車の利活用、保険加入等について】		
	問15-1	自転車の利用状況	21
	問15-2	自転車損害賠償保険等への加入状況	22
	問16	自転車損害賠償保険等の加入向上に必要なこと	23
	問17	ヘルメットの所有状況及び着用状況	24
	問18	自転車事故を減らすために必要なこと	25
III	調査票	-----	26

I 調査の概要

1 調査の目的・項目

県政の課題について「県政モニターアンケート調査」を実施しました。
今回の調査においては次の4項目について18問を設定しました。

(1) 人権に関する意識について

県民の人権に関する意識の変化を把握し、成果指標とすると共に、県民の更なる人権意識向上に繋がる施策を検討する

(2) 県政の広報について

広報紙等を利用した情報発信業務について、業務の結果を評価する

(3) 消費生活に関する意識について

第3次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の策定に向けた基礎資料とする

(4) 自転車の利活用、保険加入等について

長野県自転車活用推進計画に掲げる施策の推進、実施状況及び評価の基礎資料とする

2 調査の方法

(1) 調査地域：長野県全域

(2) 調査対象：県政モニターのうち、インターネット回答を選択した者
(現在の県政モニターは令和2年8月から登録)

(3) 調査方法：インターネット

(4) 調査期間：令和3年12月14日(火)～令和3年12月28日(火)

3 回答状況

回答者数 439人 (回答率 66.4%)

【募集方法別】

		回収数 (率)	
		回答者数 (A)	
総 数		回答者数 (A)	439人
		調査対象者(B)	661人
		回収率(A)/(B)	66.4%
募集方法内訳	公 募	回答者数 (A)	22人
		調査対象者(B)	33人
		回収率(A)/(B)	66.7%
	無作為抽出	回答者数 (A)	417人
		調査対象者(B)	628人
		回収率(A)/(B)	66.4%

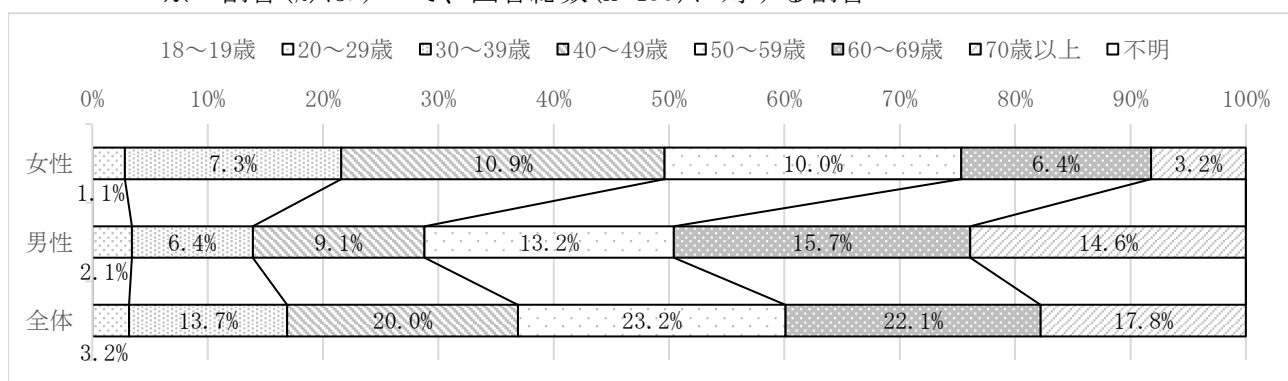
4 回答状況

【男女別・年代別】

(上段 回答者数：下段 割合)

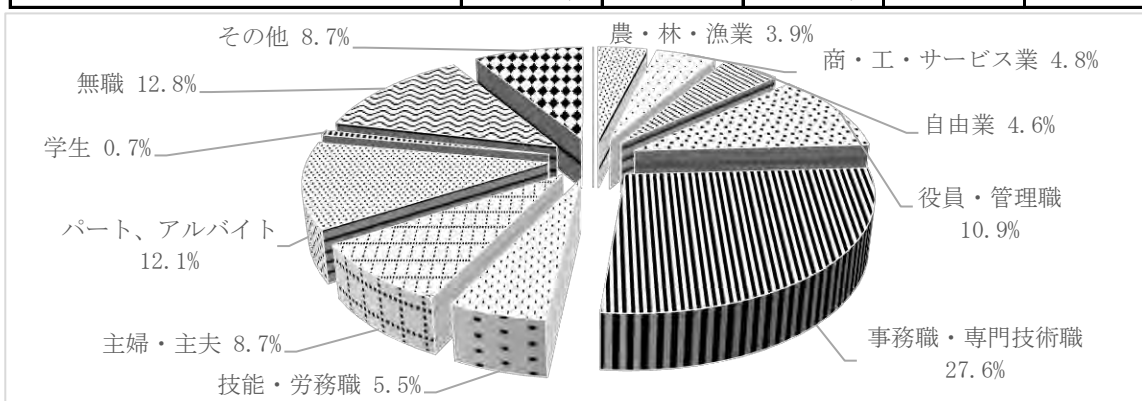
	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
総数	439人	0人	14人	60人	88人	102人	97人	78人
	100.0%	0.0%	3.2%	13.7%	20.0%	23.2%	22.1%	17.8%
男性	268人	0人	9人	28人	40人	58人	69人	64人
	61.0%	0.0%	2.1%	6.4%	9.1%	13.2%	15.7%	14.6%
女性	171人	0人	5人	32人	48人	44人	28人	14人
	39.0%	0.0%	1.1%	7.3%	10.9%	10.0%	6.4%	3.2%
不明	0人	-	-	-	-	-	-	-
	0.0%	-	-	-	-	-	-	-

※ 割合(%)はすべて、回答総数(n=439)に対する割合



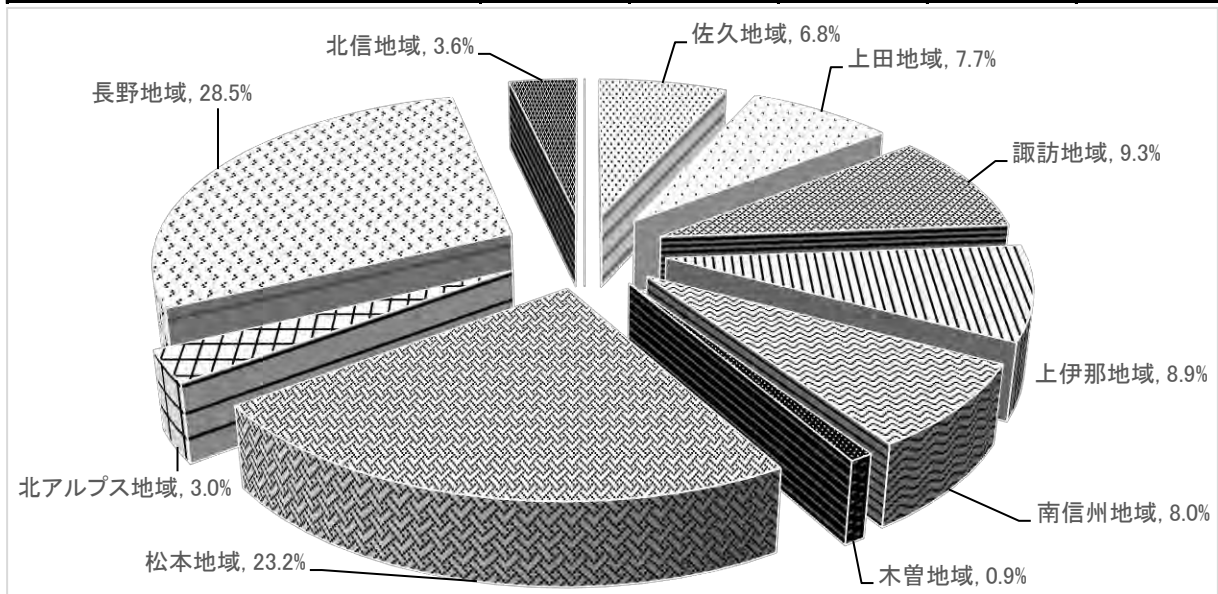
【職業別】

	インターネット回答選択者数		回答者数		回答率
	人数	割合	人数	割合	
農・林・漁業	25人	3.8%	17人	3.9%	68.0%
商・工・サービス業	47人	7.1%	21人	4.8%	44.7%
自由業	28人	4.2%	20人	4.6%	71.4%
役員・管理職	79人	12.0%	48人	10.9%	60.8%
事務職・専門技術職	177人	26.8%	121人	27.6%	68.4%
技能・労務職	35人	5.3%	24人	5.5%	68.6%
主婦・主夫	52人	7.9%	38人	8.7%	73.1%
パート、アルバイト	77人	11.6%	53人	12.1%	68.8%
学生	11人	1.7%	3人	0.7%	27.3%
無職	74人	11.2%	56人	12.8%	75.7%
その他	56人	8.5%	38人	8.7%	67.9%
不明	-	-	-	-	-
合計	661人	100.0%	439人	100.0%	66.4%



【地域別】

	インターネット回答の選択者数		回答者数		回答率
	人数	割合	人数	割合	
佐久地域	45人	6.8%	30人	6.8%	66.7%
上田地域	53人	8.0%	34人	7.7%	64.2%
諏訪地域	59人	8.9%	41人	9.3%	69.5%
上伊那地域	58人	8.8%	39人	8.9%	67.2%
南信州地域	45人	6.8%	35人	8.0%	77.8%
木曾地域	5人	0.8%	4人	0.9%	80.0%
松本地域	165人	25.0%	102人	23.2%	61.8%
北アルプス地域	27人	4.1%	13人	3.0%	48.1%
長野地域	181人	27.4%	125人	28.5%	69.1%
北信地域	23人	3.5%	16人	3.6%	69.6%
不明	—	—	—	—	—
合計	661人	100.0%	439人	100.0%	66.4%



5 その他

- (1) 本調査は、県政モニター登録者（1,249名）のうち、インターネット回答を選択した者（661名）のみを調査対象とした。
- (2) 調査結果の割合は、百分率で表記した。百分率の値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示している。したがって、割合の合計が100%としない場合がある。
 なお、調査の設問には単数回答と複数回答があり、複数回答の場合には割合の合計が100%を上回ることがある。
- (3) 集計結果において、「無回答」とは、当該設問に対する回答（選択）が無いものを示す。
 回答方法が1択の設問に対して、複数選択されているなど、正常な回答として扱えないものも「無回答」とする。
- (4) 「Ⅱ 結果の内容」中、設問の表記は、便宜上補足（選択肢の番号など）を加えている場合がある。
 また、設問の選択肢で文字数が多いものについては、本文や図表中で便宜上短く省略している場合がある。

Ⅱ 結果の内容

《人権に関する意識について》

＜人権を尊重する意識の定着度＞

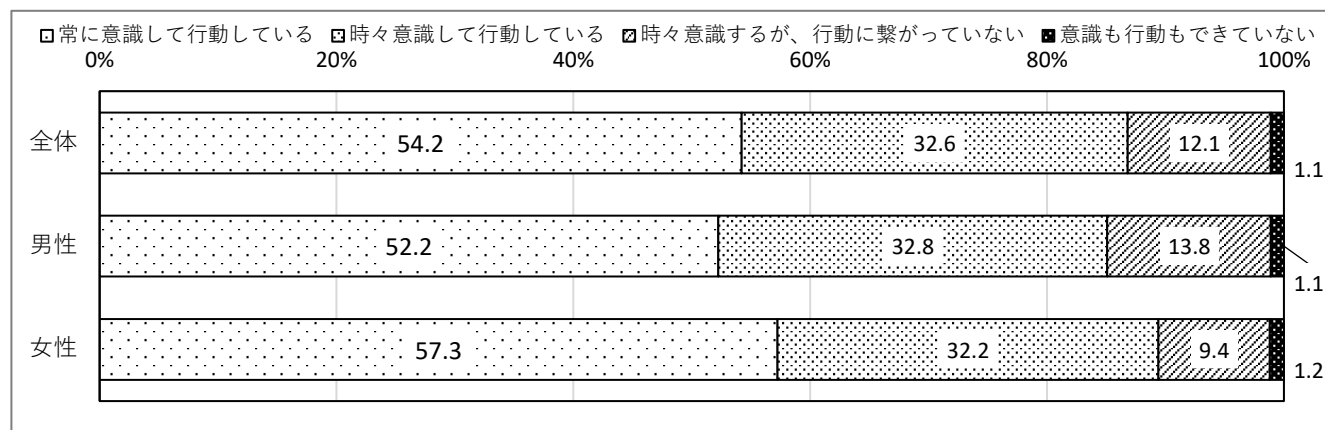
「常に意識して尊重するよう行動している」と「時々意識して行動している」が合わせて9割弱

問1 他者の人権を尊重することについて、あなたは普段から意識して行動していますか。(〇は1つ)

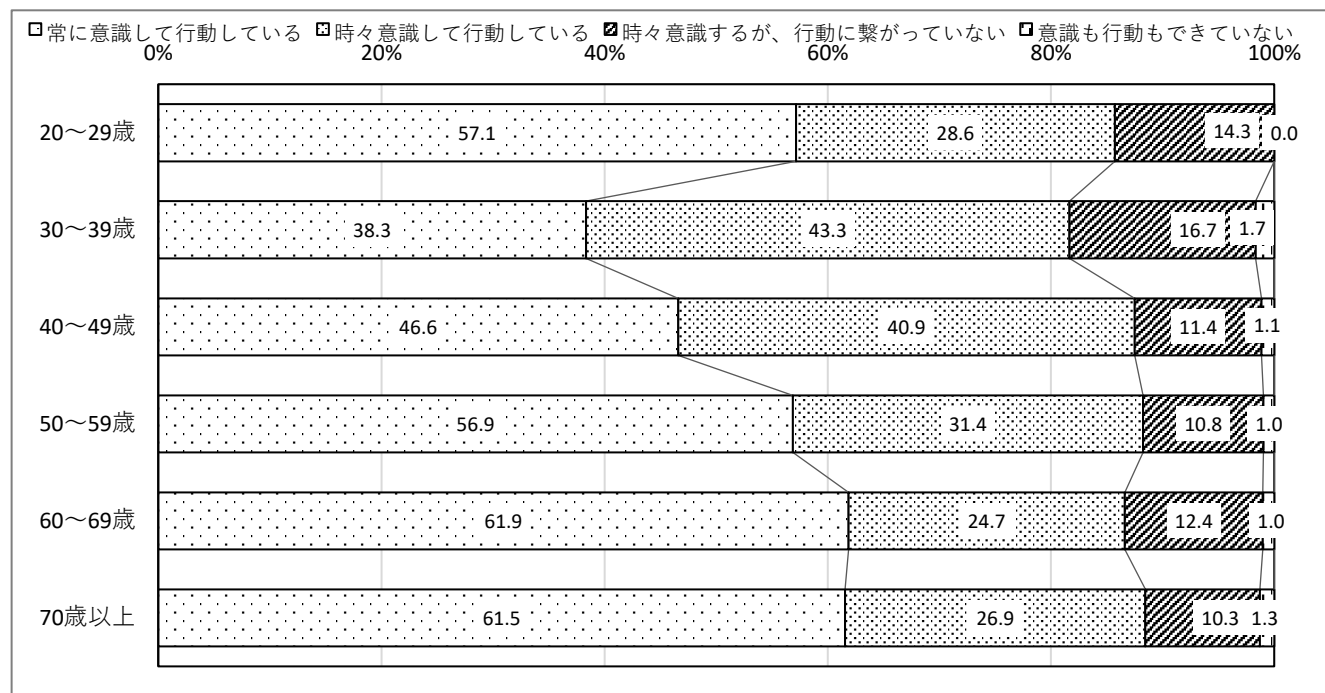
	n=439	回答数(人)	割合(%)
常に意識して尊重するよう行動している		238	54.2
時々意識して行動している		143	32.6
時々意識はするが、行動に繋がっていない		53	12.1
意識も行動もできていない		5	1.1

●「常に意識して行動している」、「時々意識して行動している」の割合は86.8%で、「時々意識するが、行動に繋がっていない」「意識も行動もできていない」の割合は13.2%となっている。

●男女別では、「常に意識して行動している」、「時々意識して行動している」の割合が、女性(89.5%)の方が男性(85.0%)に比べ高くなっている。



●年代別では、「時々意識するが、行動に繋がっていない」、「意識も行動もできていない」の割合が高いのは30代(18.4%)、次いで20代(14.3%)であった。



＜身近で起きている人権問題＞

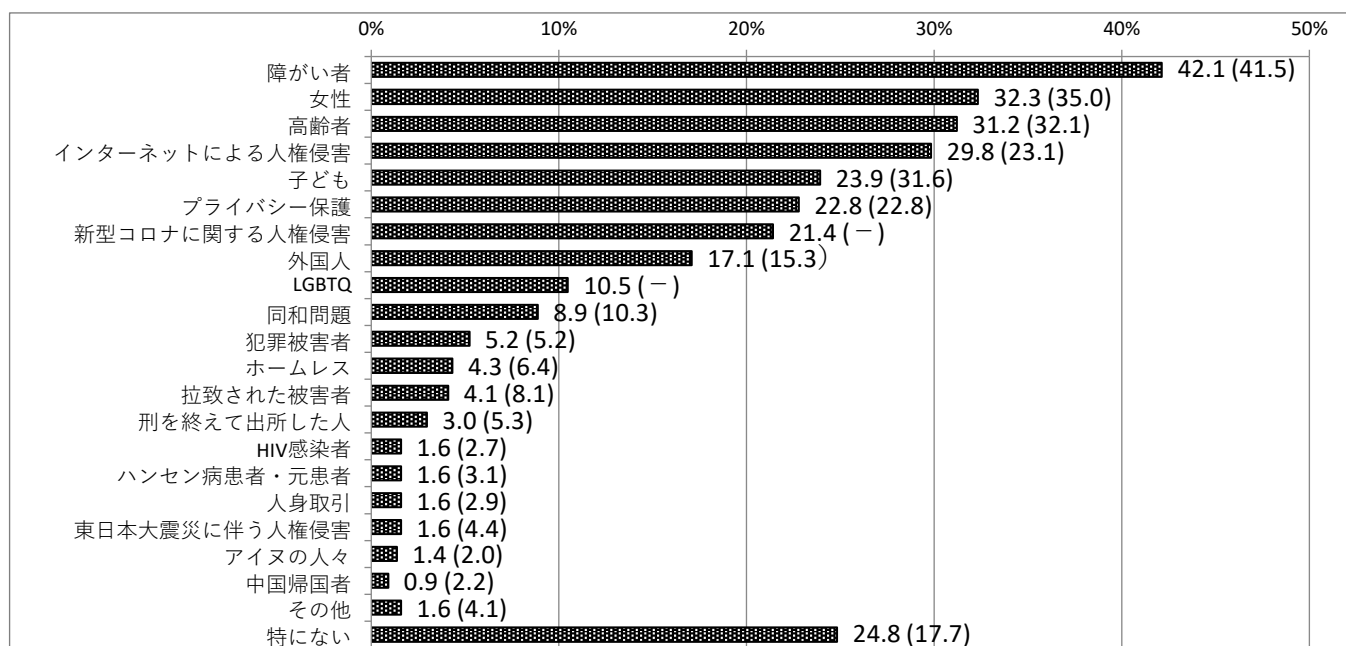
「障がい者に関すること」が約4割、「女性に関すること」が約3割

問2 あなたの身の回りで起きている身近な人権問題は何ですか。当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

	R3年度 n=439		R1年度 n=940	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
障がい者に関すること	185	42.1	390	41.5
女性に関すること	142	32.3	329	35.0
高齢者に関すること	137	31.2	302	32.1
インターネットによる人権侵害に関すること	131	29.8	217	23.1
子どもに関すること	105	23.9	297	31.6
プライバシー保護の問題に関すること	100	22.8	214	22.8
新型コロナウイルス感染症に関する人権問題(不当な取扱いや誹謗中傷)	94	21.4	-	-
外国人に関すること	75	17.1	144	15.3
LGBTQ(※)等の性的少数者に関すること	46	10.5	-	-
同和問題に関すること	39	8.9	97	10.3
犯罪被害者等に関すること	23	5.2	49	5.2
ホームレスに関すること	19	4.3	60	6.4
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関すること	18	4.1	76	8.1
刑を終えて出所した人に関すること	13	3.0	50	5.3
HIV感染者等に関すること	7	1.6	25	2.7
ハンセン病患者・元患者等に関すること	7	1.6	29	3.1
人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関すること	7	1.6	27	2.9
東日本大震災等の災害発生に伴う人権問題に関すること	7	1.6	41	4.4
アイヌの人々に関すること	6	1.4	19	2.0
中国帰国者(永住帰国した中国残留邦人等)に関すること	4	0.9	21	2.2
その他	7	1.6	39	4.1
特にない	109	24.8	166	17.7

※LGBTQ…女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、異性も同性も好きになる人(バイセクシュアル)、生物学的な性と性自認が異なる人(トランスジェンダー)、性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)の略。

●「障がい者に関すること」が42.1%と最も多く、次に「女性に関すること」(32.3%)、「高齢者に関すること」(31.2%)となっている。



※()内数値は、令和元年度第3回県政モニターアンケート調査数値

その他としては、「パワーハラスメントに関すること」や「病気に関すること」などの回答が見られた。

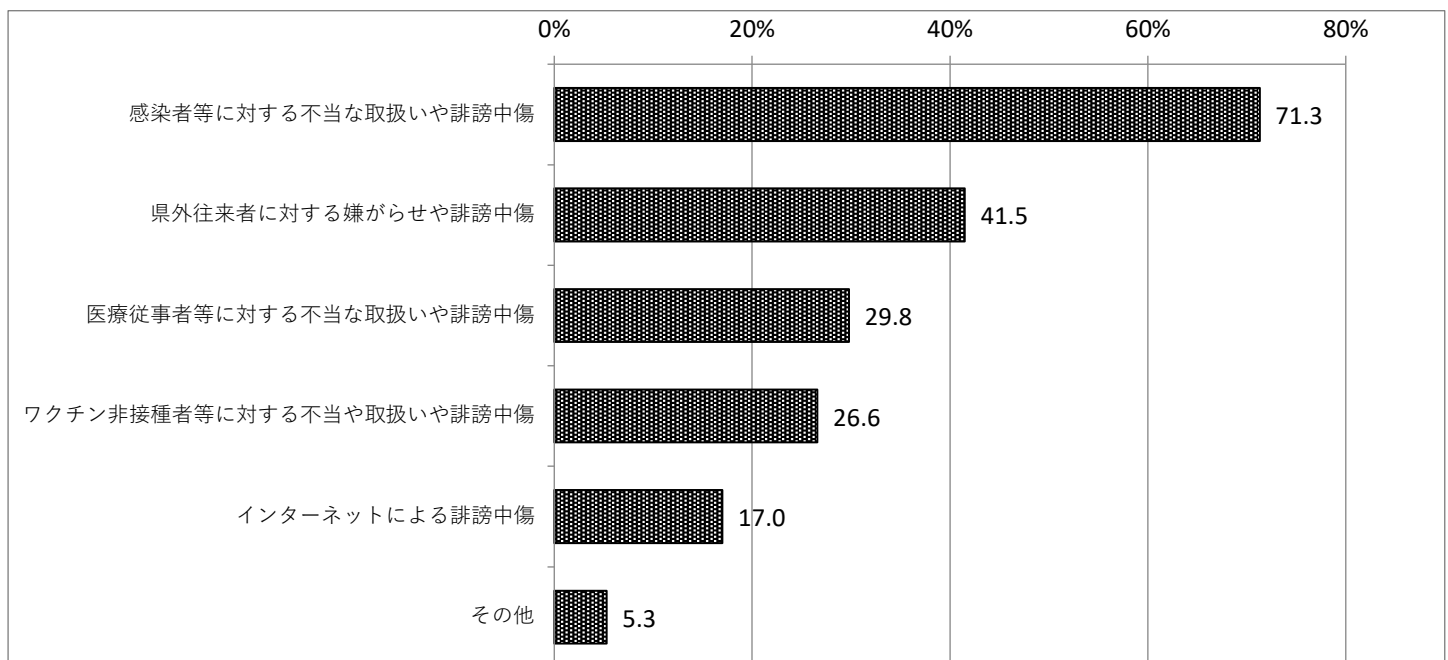
＜新型コロナウイルス感染症に関する人権問題＞

「感染者等に対する不当な取扱いや誹謗中傷」が約7割、「県外往来者に対する嫌がらせや誹謗中傷」が約4割

問3 問2で「⑱新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」を選んだ方に伺います。新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、あなたの身の回りで起きていることは何ですか。(〇はいくつでも)

	n=94	回答数(人)	割合(%)
感染者や濃厚接触者に対する不当な取扱いや誹謗中傷		67	71.3
県外往来者に対する嫌がらせや誹謗中傷		39	41.5
医療関係者など特定の職業に従事する者に対する不当な取扱いや誹謗中傷		28	29.8
ワクチン非接種者等に対する不当な取扱いや誹謗中傷		25	26.6
インターネットによる誹謗中傷		16	17.0
その他		5	5.3

● 「感染者等に対する不当な取扱いや誹謗中傷」が71.3%と最も多く、次に「県外往来者に対する嫌がらせや誹謗中傷」(41.5%)、「医療従事者等に対する不当な取扱いや誹謗中傷」(29.8%)となっている。



その他としては、「飲食店等に対する感染者発生などの噂」、「子どもの発熱時における医療機関の対応」などの回答が見られた。

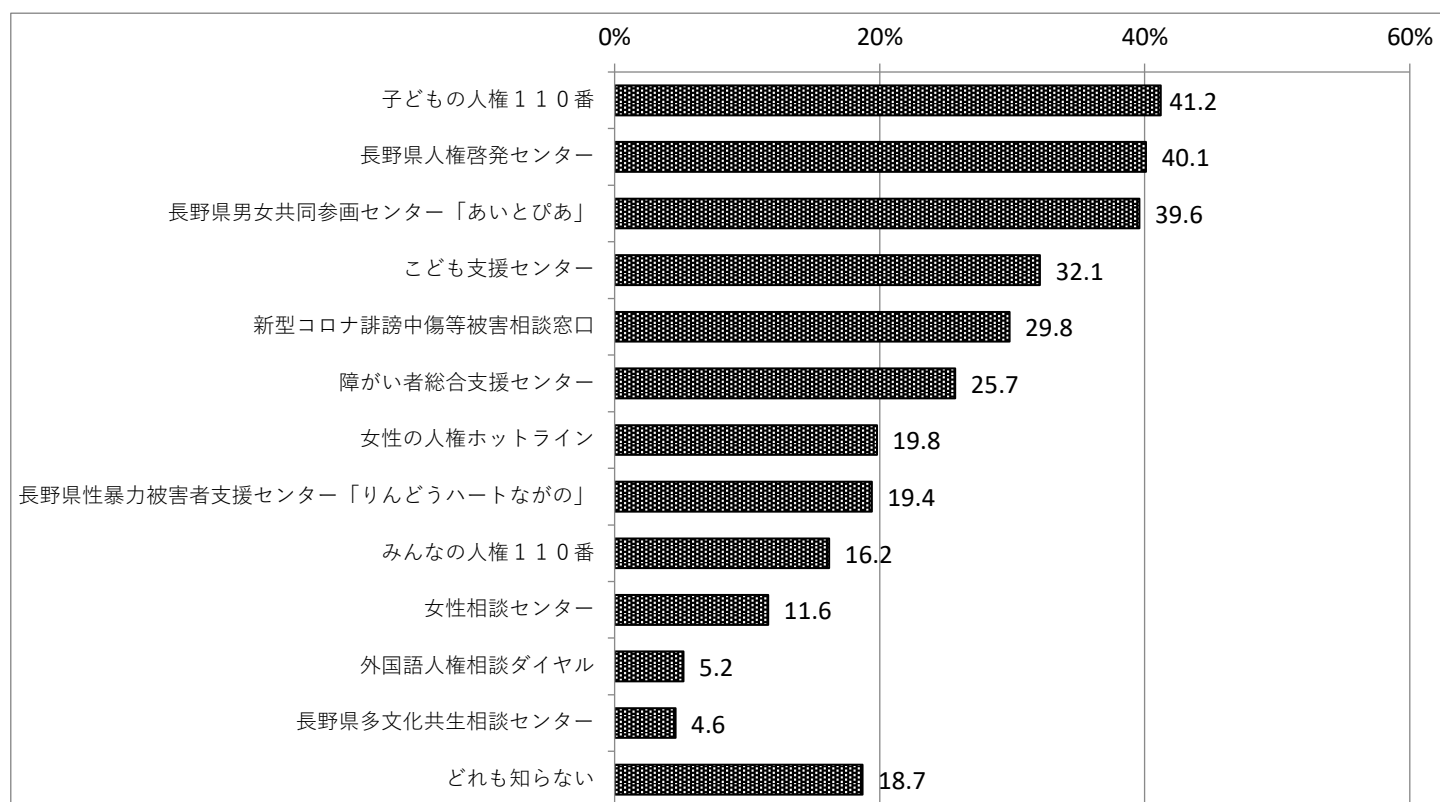
＜見聞きしたことがある相談窓口＞

「子どもの人権110番(全国共通ダイヤル)」、「長野県人権啓発センター」、「長野県男女共同参画センター『あいとぴあ』」が約4割

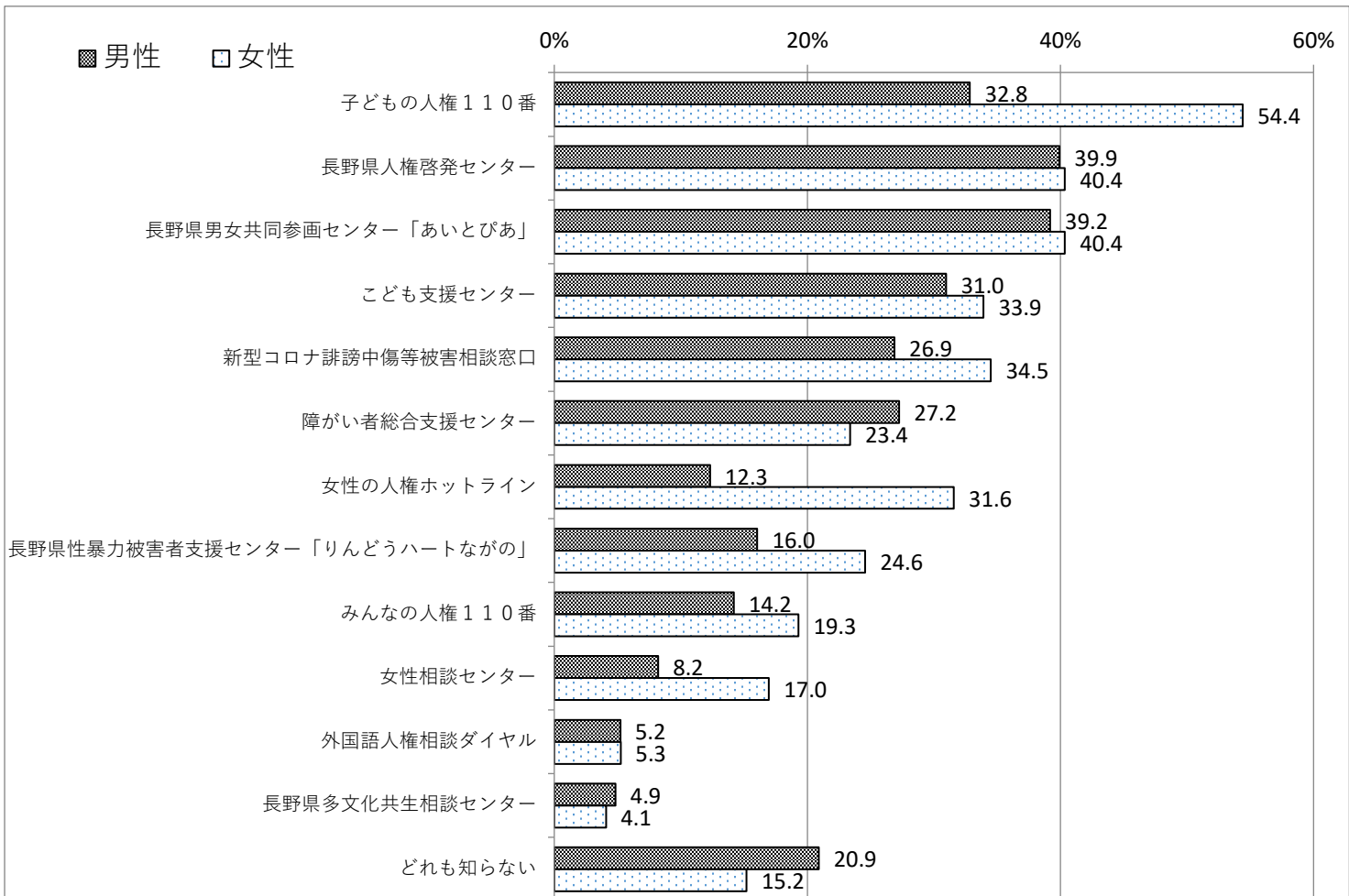
問4 次のうち、見聞きしたことがある相談窓口を全てあげてください。(〇はいくつでも)

	n=439	回答数(人)	割合(%)
子どもの人権110番(全国共通ダイヤル)		181	41.2
長野県人権啓発センター		176	40.1
長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」		174	39.6
こども支援センター		141	32.1
新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口		131	29.8
障がい者総合支援センター		113	25.7
女性の人権ホットライン(全国共通ダイヤル)		87	19.8
長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」		85	19.4
みんなの人権110番(全国共通ダイヤル)		71	16.2
女性相談センター		51	11.6
外国語人権相談ダイヤル(全国共通ダイヤル)		23	5.2
長野県多文化共生相談センター		20	4.6
どれも知らない		82	18.7

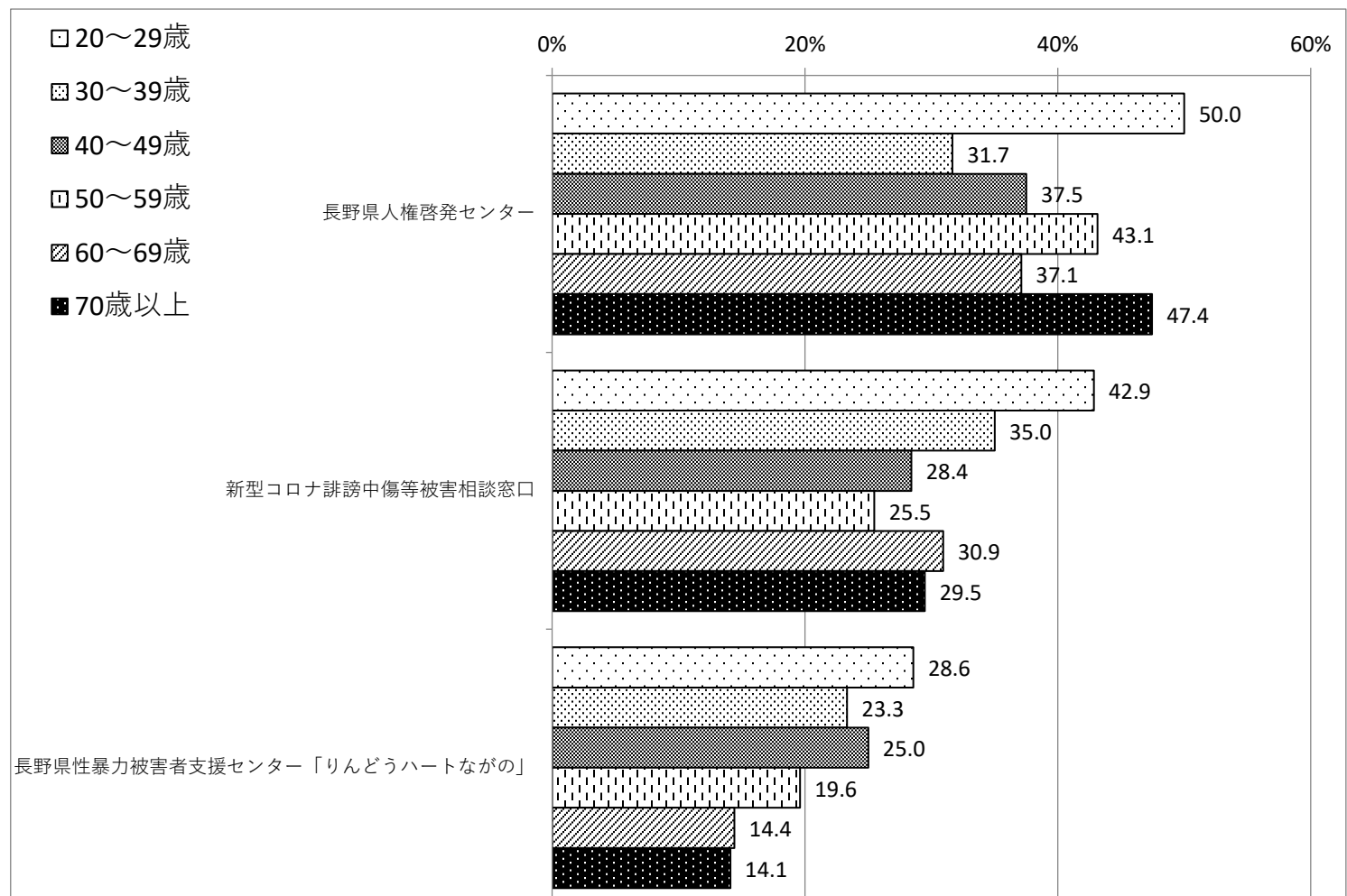
●「子どもの人権110番」41.2%と最も多く、次に「長野県人権啓発センター」40.1%、「長野県男女共同参画センター『あいとぴあ』」39.6%となっている。「どれも知らない」が18.7%となっている。



●男女別にみると、ほとんどの項目において女性の方が認知度が高い。



●世代別に見ると、「長野県人権啓発センター」は20代で50.0%、次いで70代以上が47.4%と高かった。「新型コロナ誹謗中傷等相談窓口」では20代42.9%、「長野県性暴力被害者相談センター『りんどうハートながの』」では20代28.6%と高い数値となった。



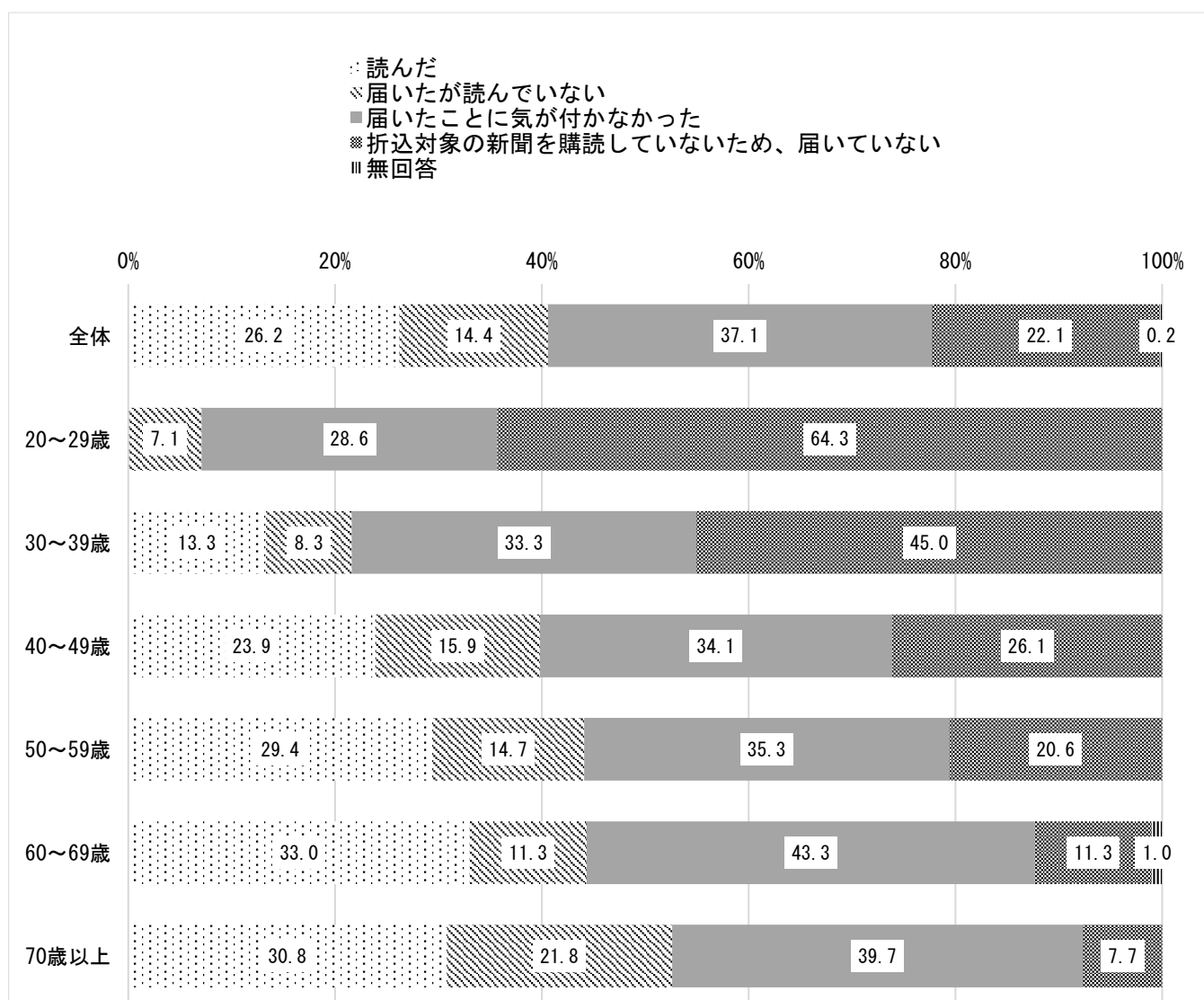
《県政の広報について》

＜広報紙の閲覧状況＞ 「読んだ」が3割弱

問5 令和3年12月5日(日)の新聞折込により、「長野県広報紙 県からのたより」を配布しましたが、ご覧になりましたか。(○は1つ)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
読んだ		115	26.2
届いたが読んでいない		63	14.4
届いたことに気が付かなかった		163	37.1
折込対象の新聞を購読していないため、届いていない		97	22.1
無回答		1	0.2

●年代別では、20～29歳、30～39歳で、新聞を購読していない割合が高くなっており、新聞を購読している割合の高い40代以上で「読んだ」の割合が高い傾向となっている。

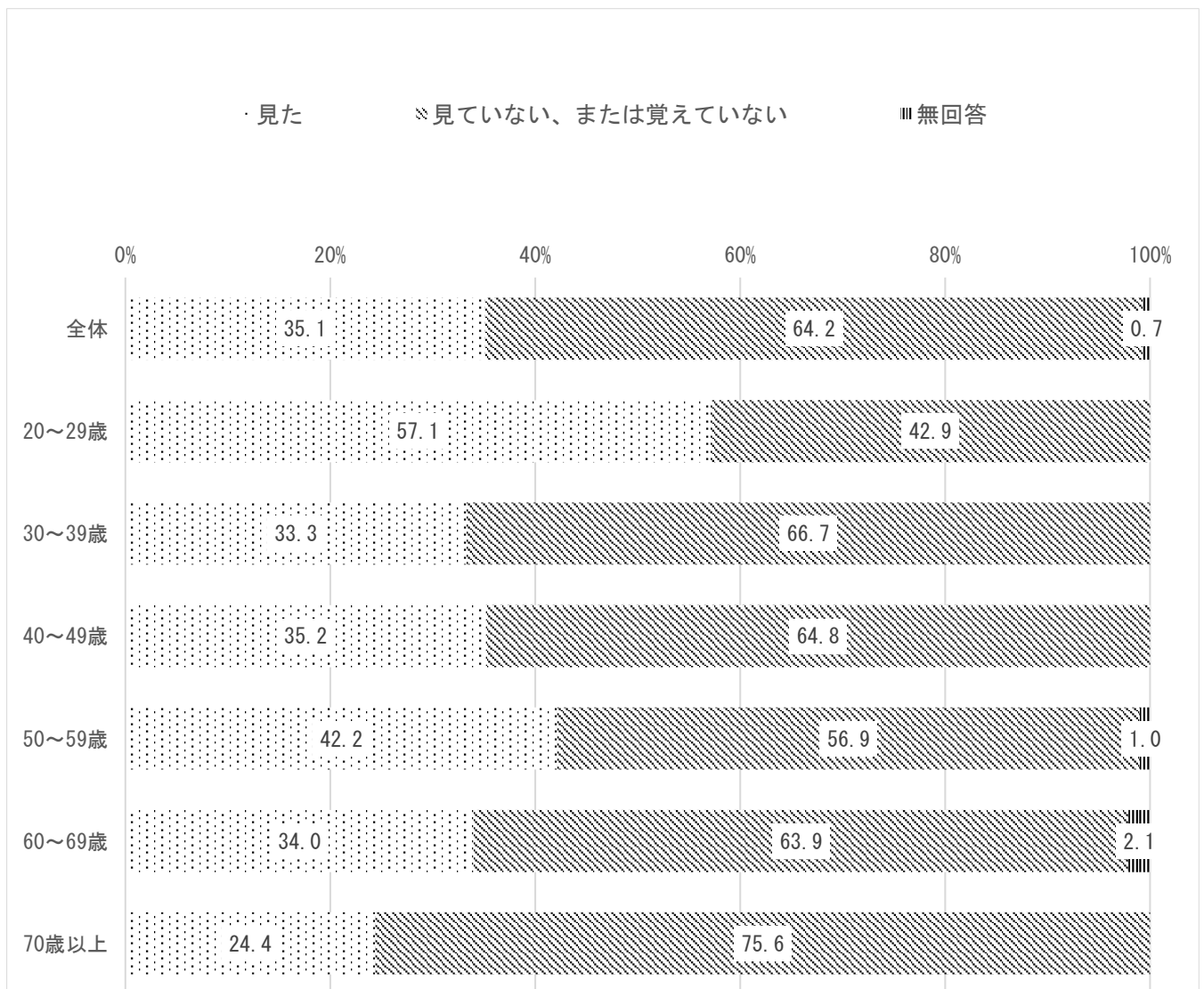


＜テレビでCM動画が見られたかの状況＞
「見た」が3割超

問6 令和3年11月末から(エシカル消費を紹介する)CM動画をテレビで放送しましたが、ご覧になりましたか。(〇は1つ)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
見た		154	35.1
見ていない、または覚えていない		282	64.2
無回答		3	0.7

●年代別では、20～29歳の「見た」が57.1%となっており、全体に比べ高い傾向。また、70歳以上の「見た」が24.4%となっており、全体に比べ低い傾向となっている。

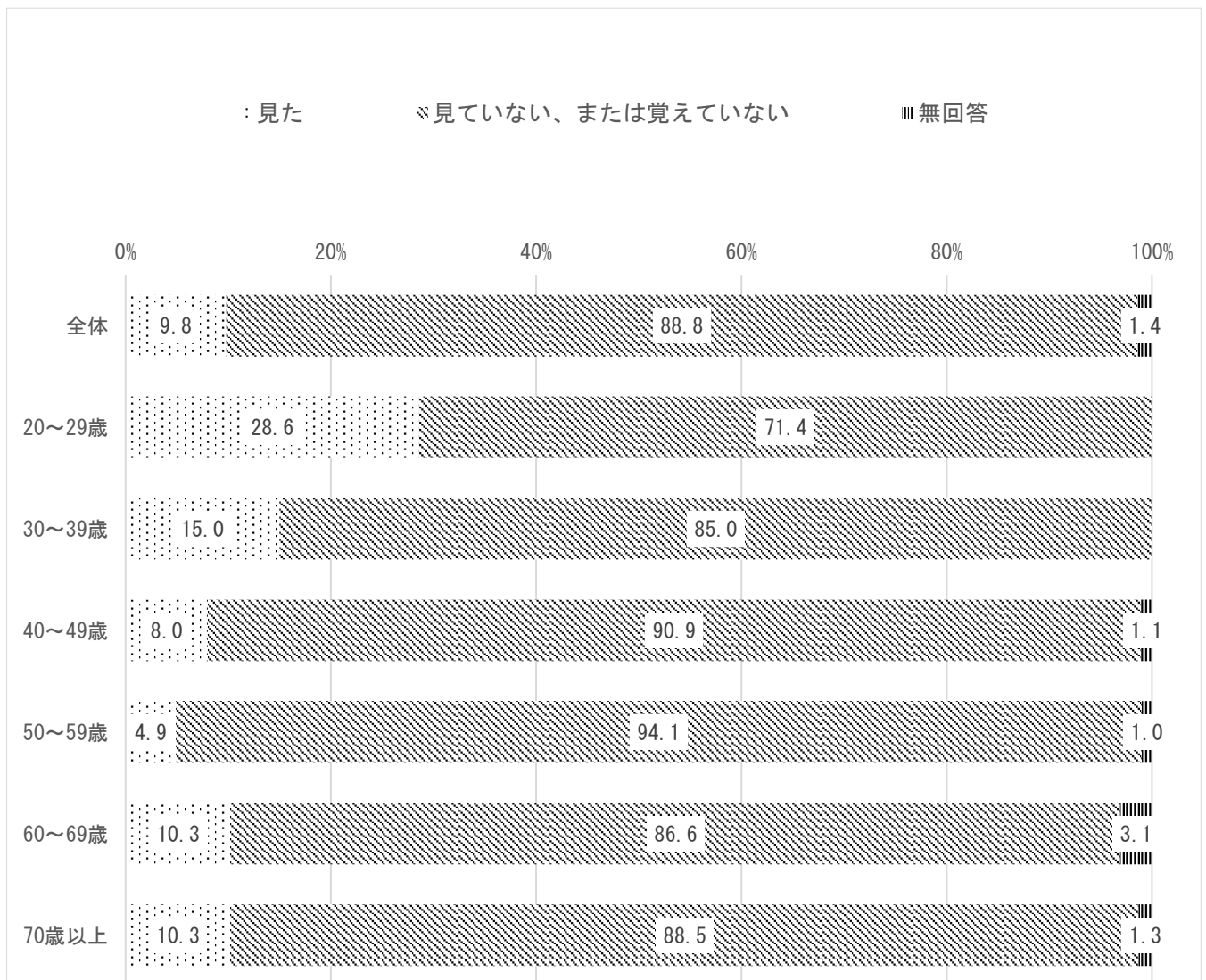


＜YouTubeでCM動画が見られたかの状況＞
「見た」が約1割

問7 令和3年11月末から(エシカル消費を紹介する)CM動画をYouTube広告で配信しましたが、ご覧になりましたか。(〇は1つ)

	回答数 (人)	割合 (%)
見た	43	9.8
見ていない、または覚えていない	390	88.8
無回答	6	1.4

●年代別では、20～29歳の「見た」が28.6%、30～39歳の「見た」が15.0%となっており、全体に比べ高い傾向。また、50～59歳の「見た」が4.9%となっており、全体に比べ低い傾向となっている。

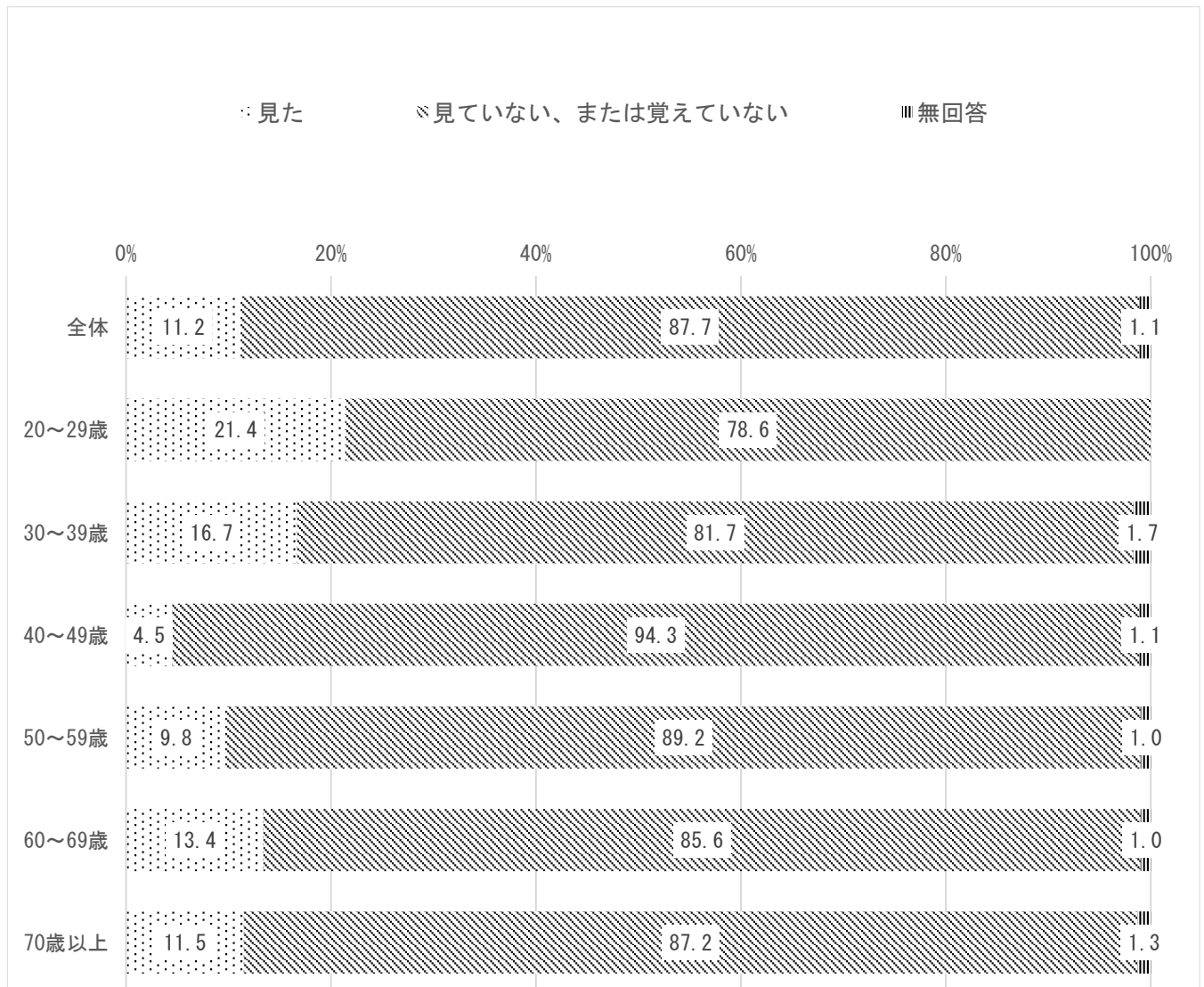


＜インターネット広告が見られたかの状況＞
「見た」が約1割

問8 令和3年11月末から(エシカル消費を紹介する)インターネット広告を実施しましたが、ご覧になりましたか。(〇は1つ)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
見た		49	11.2
見ていない、または覚えていない		385	87.7
無回答		5	1.1

●年代別では、20～29歳の「見た」が21.4%、30～39歳の「見た」が16.7%となっており、全体に比べ高い傾向。また、40～49歳の「見た」が4.5%となっており、全体に比べ低い傾向となっている。

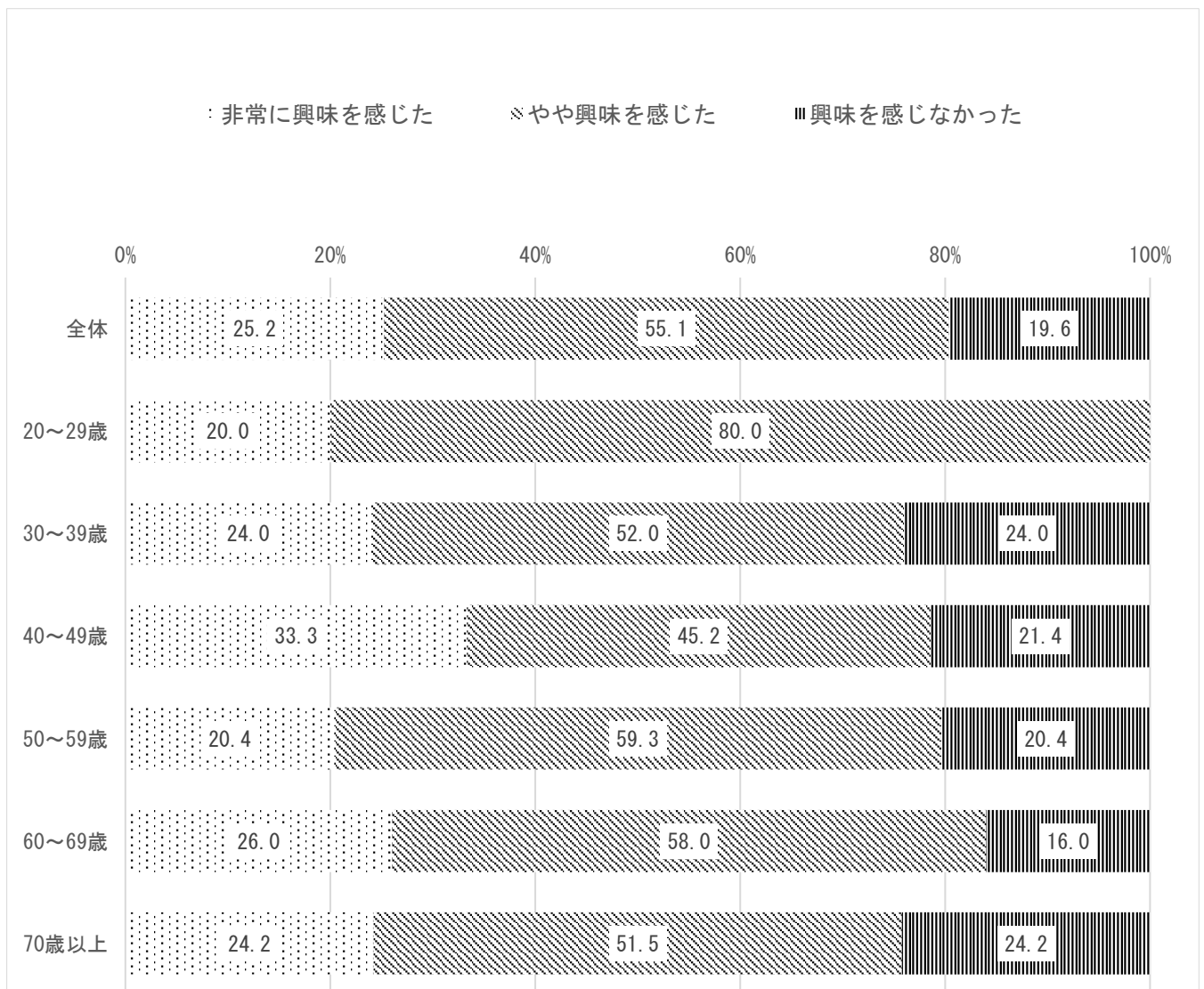


＜広報企画の内容への評価＞
「興味を感じた」が約8割

問9 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。その内容に興味を感じましたか(○は1つ)

	回答数 (人)	割合 (%)
非常に興味を感じた	54	25.2
やや興味を感じた	118	55.1
興味を感じなかった	42	19.6

●年代別では、20～29歳の全員が「興味を感じた」と回答。その他の年代では全体と比べ大きな差はない。



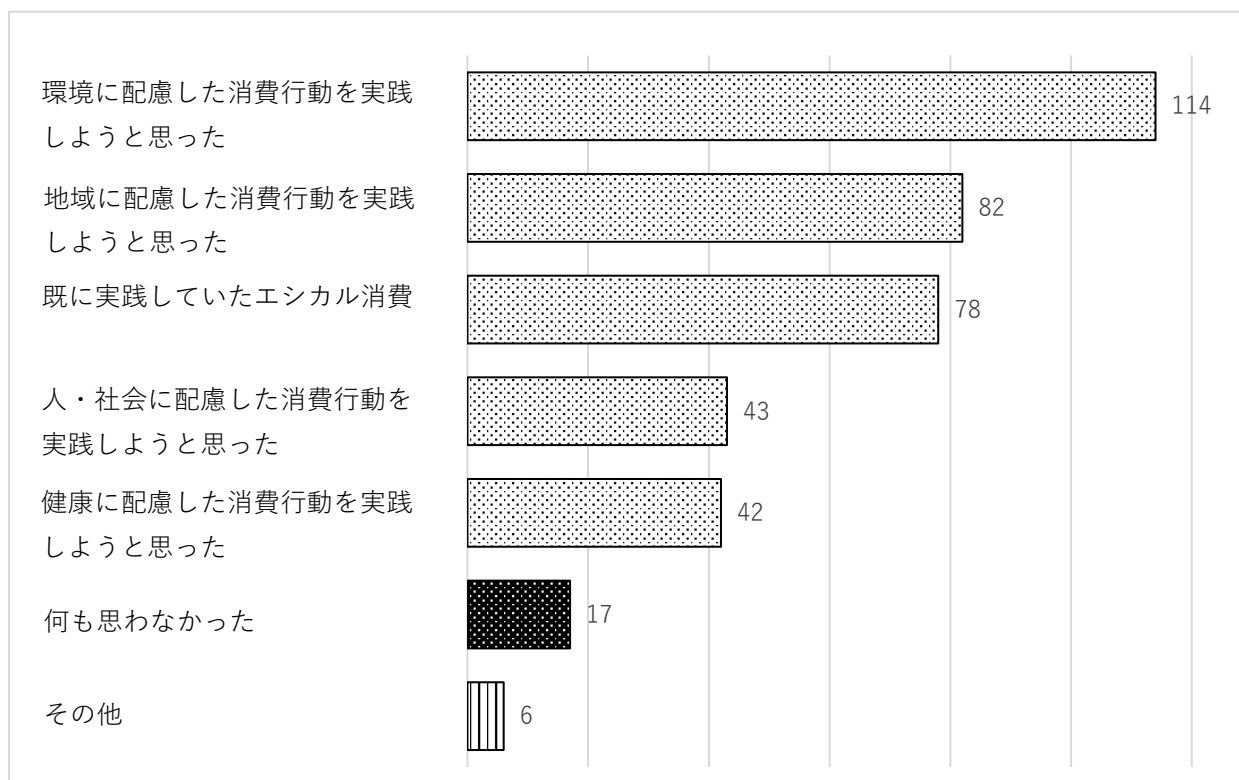
＜広報企画に接触したことによる行動変容＞

「エシカル消費行動の継続」、「新たな行動の実践」をしようと思ったが約9割

問10 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。エシカル消費に対してどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

	n=214	回答数 (人)	割合 (%)
① 環境に配慮した消費行動を実践しようと思った		114	53.3
② 地域に配慮した消費行動を実践しようと思った		82	38.3
③ 既実践していたエシカル消費の行動を継続しようと思った		78	36.4
④ 人・社会に配慮した消費行動を実践しようと思った		43	20.1
⑤ 健康に配慮した消費行動を実践しようと思った		42	19.6
⑥ 何も思わなかった		17	7.9
⑦ その他		6	2.8
「エシカル消費行動の継続」、「新たな行動の実践」をしようと思った (①～⑤の全部又は一部を選んだ方)		193	90.2

●広報企画は、エシカル消費を認識させ、「無意識に実践していた行動の継続」、「新たな行動の実践」を目指して実施。環境に配慮した消費行動を実践しようと思った者が特に多くいた。



その他としては、「広告の意味が不明」「こういう啓蒙活動をしているんだ。という思いで、実践までは思い至りませんでした」「長野県内での環境被害（農産物や希少植物の食害）原因の一つであるシカをキャラクターに使うのは間違っていると思う」などの回答が見られた。

《消費生活に関する意識について》

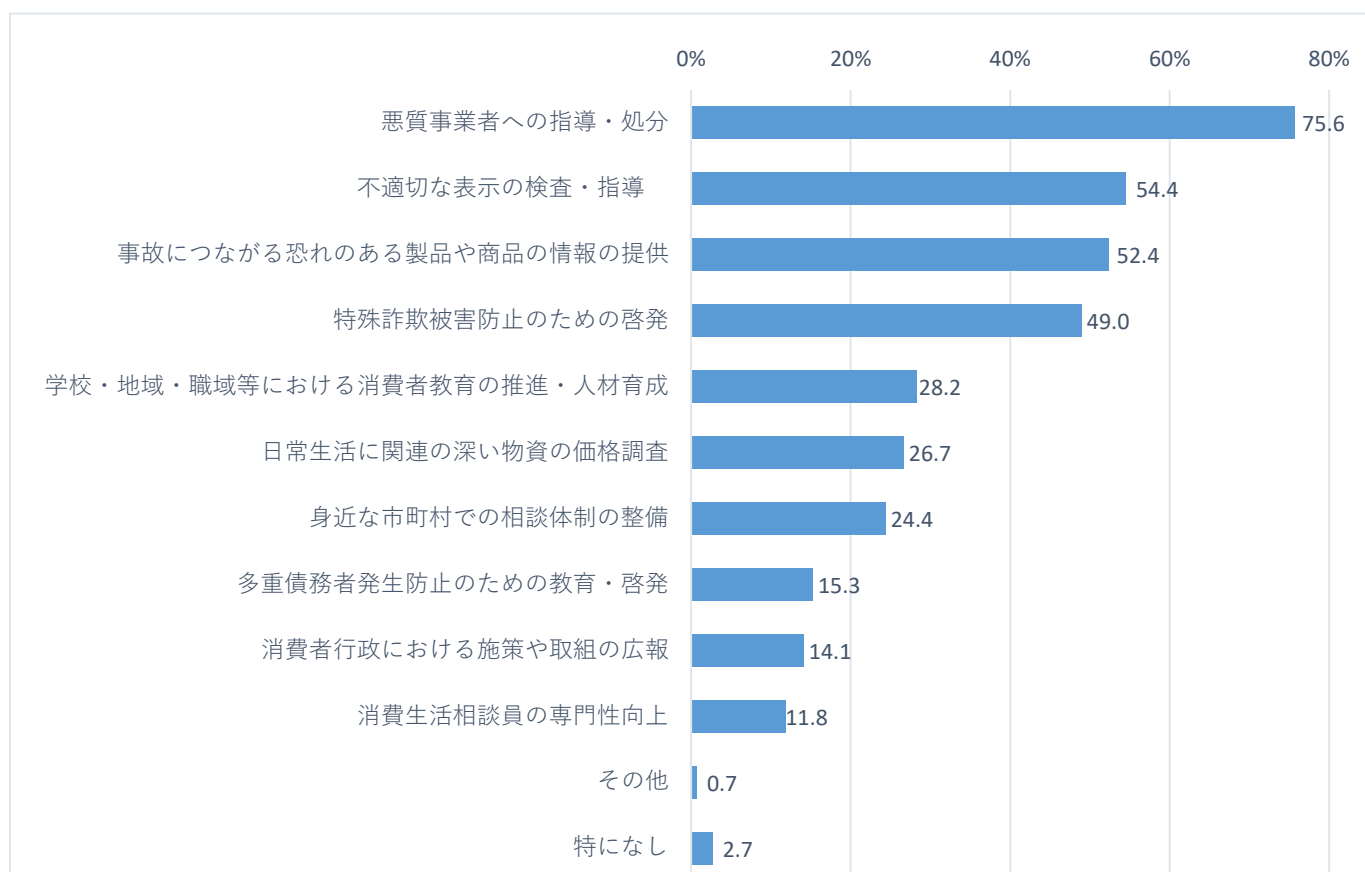
＜県に取り組んでほしい施策＞

「悪質事業者への指導・処分」が7割超、「不適切な表示の検査・指導」「事故につながる恐れのある製品や商品の情報の提供」が5割超

問11 県では、安全・安心な消費生活を確保するため、以下の施策に取り組んでいます。今後、より力を入れてほしいと思うものを選んでください。(〇はいくつでも)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
悪質事業者への指導・処分		332	75.6
不適切な表示の検査・指導		239	54.4
事故につながる恐れのある製品や商品の情報の提供		230	52.4
特殊詐欺被害防止のための啓発		215	49.0
学校・地域・職域等における消費者教育の推進・人材育成		124	28.2
日常生活に関連の深い物資の価格調査		117	26.7
身近な市町村での相談体制の整備		107	24.4
多重債務者発生防止のための教育・啓発		67	15.3
消費者行政における施策や取組の広報		62	14.1
消費生活相談員の専門性向上		52	11.8
その他		3	0.7
特になし		12	2.7

● 「悪質事業者への指導・処分」が75.6%と最も多く、次に「不適切な表示の検査・指導」(54.4%)、「事故につながる恐れのある製品や商品の情報の提供」(52.4%)となっている。



その他としては、「消費生活サポーターの活用」、「過剰包装の是正」などの回答が見られた。

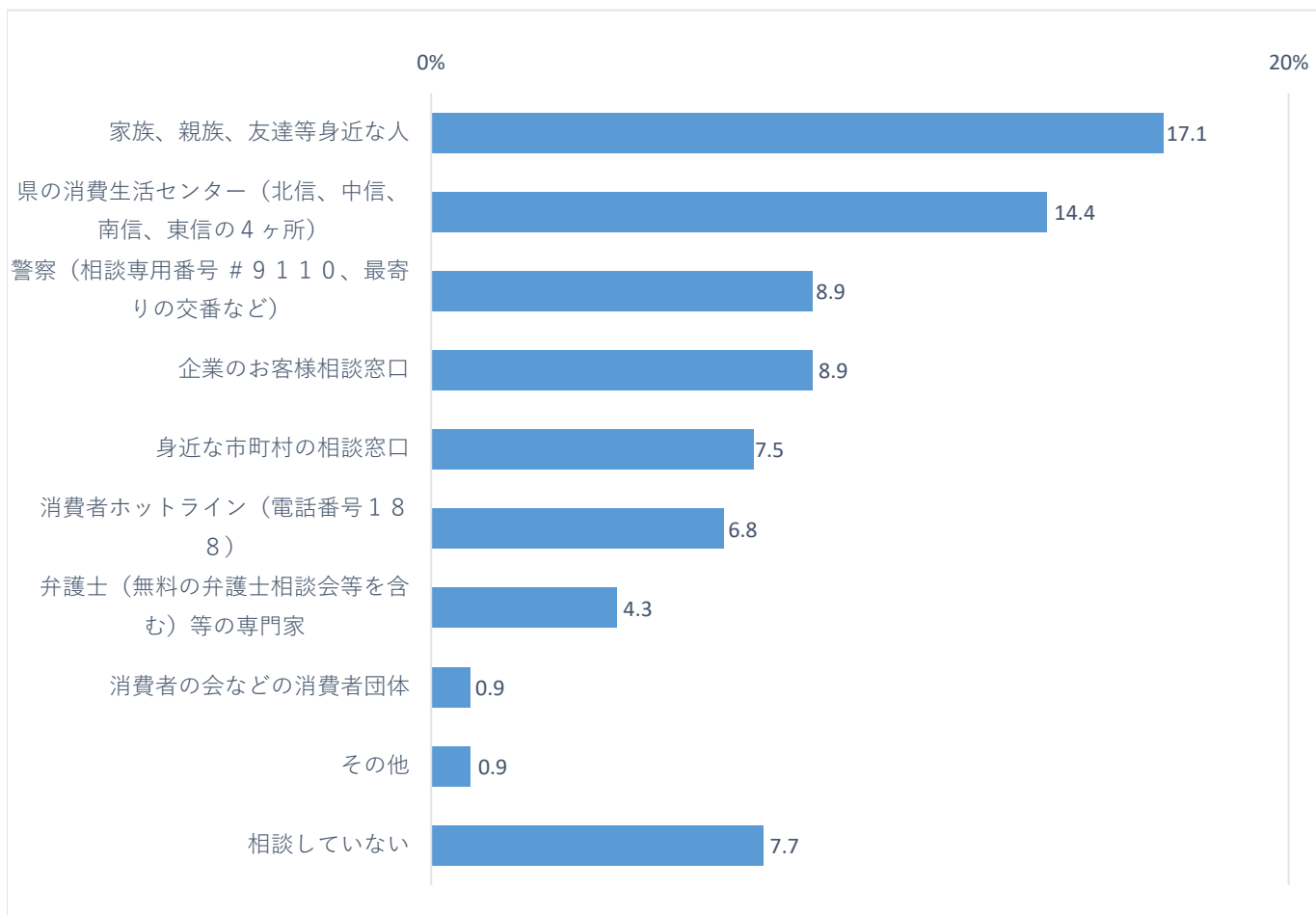
＜消費者トラブルの相談先＞

「家族、親族、友達等身近な人」が2割弱、「県の消費生活センター」が1割超

問12 消費生活に関するトラブルに「あった」又は「あいそうになった」時、どこに相談しましたか。当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
家族、親族、友達等身近な人		75	17.1
県の消費生活センター(北信、中信、南信、東信の4ヶ所)		63	14.4
警察(相談専用番号 #9110、最寄りの交番など)		39	8.9
企業のお客様相談窓口		39	8.9
身近な市町村の相談窓口		33	7.5
消費者ホットライン(電話番号188)		30	6.8
弁護士(無料の弁護士相談会等を含む)等の専門家		19	4.3
消費者の会などの消費者団体		4	0.9
その他		4	0.9
相談していない		34	7.7
トラブルにあった、あいそうになったことはない		230	52.4

●「家族、親族、友達等身近な人」が17.1%と最も多く、次に「県の消費生活センター」が14.4%となっている。



その他としては、「インターネットで同様の事例を検索した」などの回答が見られた。

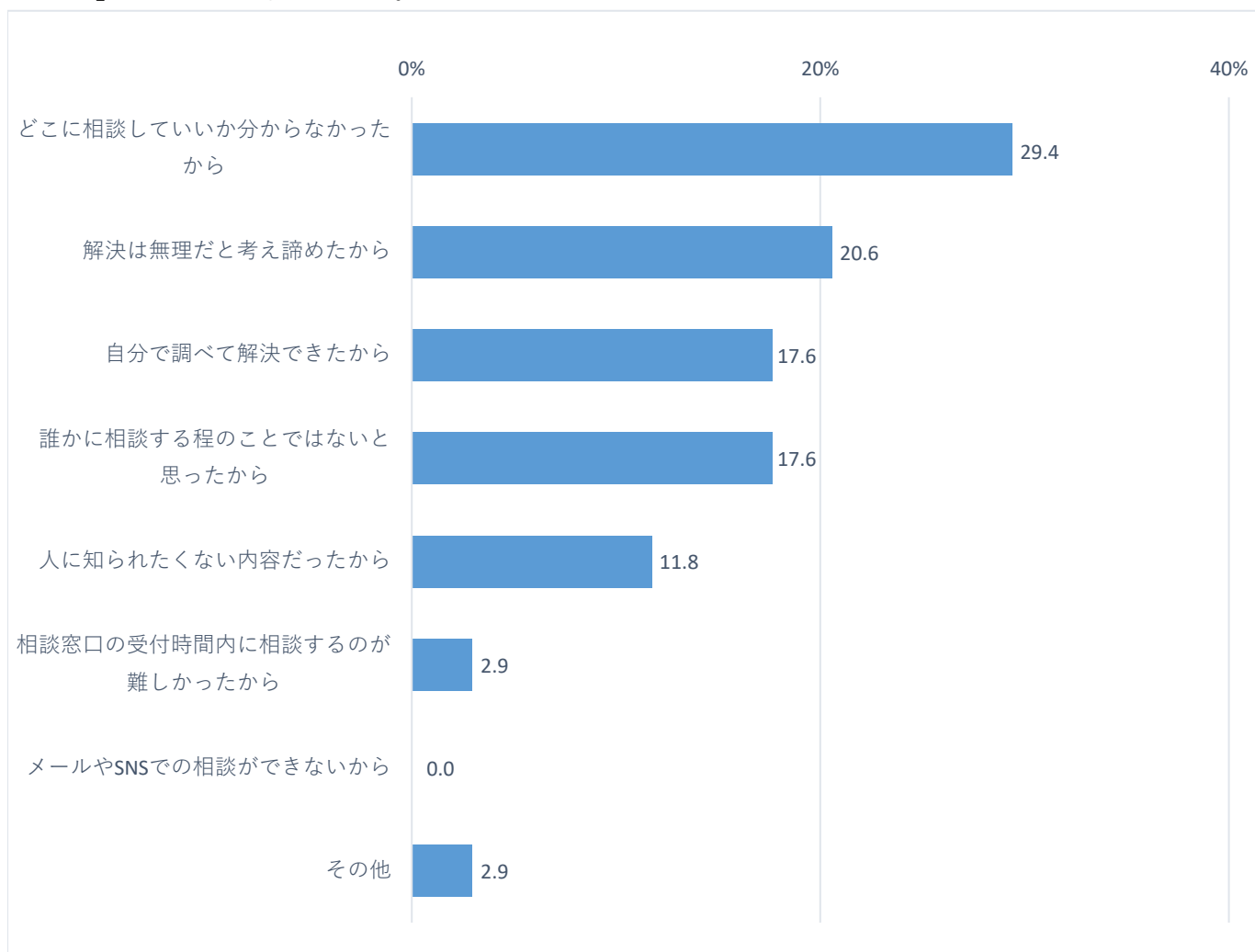
＜消費者トラブルを相談しなかった理由＞

「どこに相談していいか分からなかった」が約3割、「解決は無理だと考え諦めた」が約2割

問13 問12で、「相談していない」を選ばれた方に伺います。相談しなかった理由で、当てはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

	回答数 (人)	割合 (%)
	n=34	
どこに相談していいか分からなかったから	10	29.4
解決は無理だと考え諦めたから	7	20.6
自分で調べて解決できたから	6	17.6
誰かに相談する程のことではないと思ったから	6	17.6
人に知られたくない内容だったから	4	11.8
相談窓口の受付時間内に相談するのが難しかったから	1	2.9
メールやSNSでの相談ができないから	0	0.0
その他	1	2.9

●「どこに相談していいか分からなかったから」が29.4%と最も多く、次に「解決は無理だと考え諦めたから」が20.6%となっている。



その他としては、「自分で解決できたから」という回答が見られた。

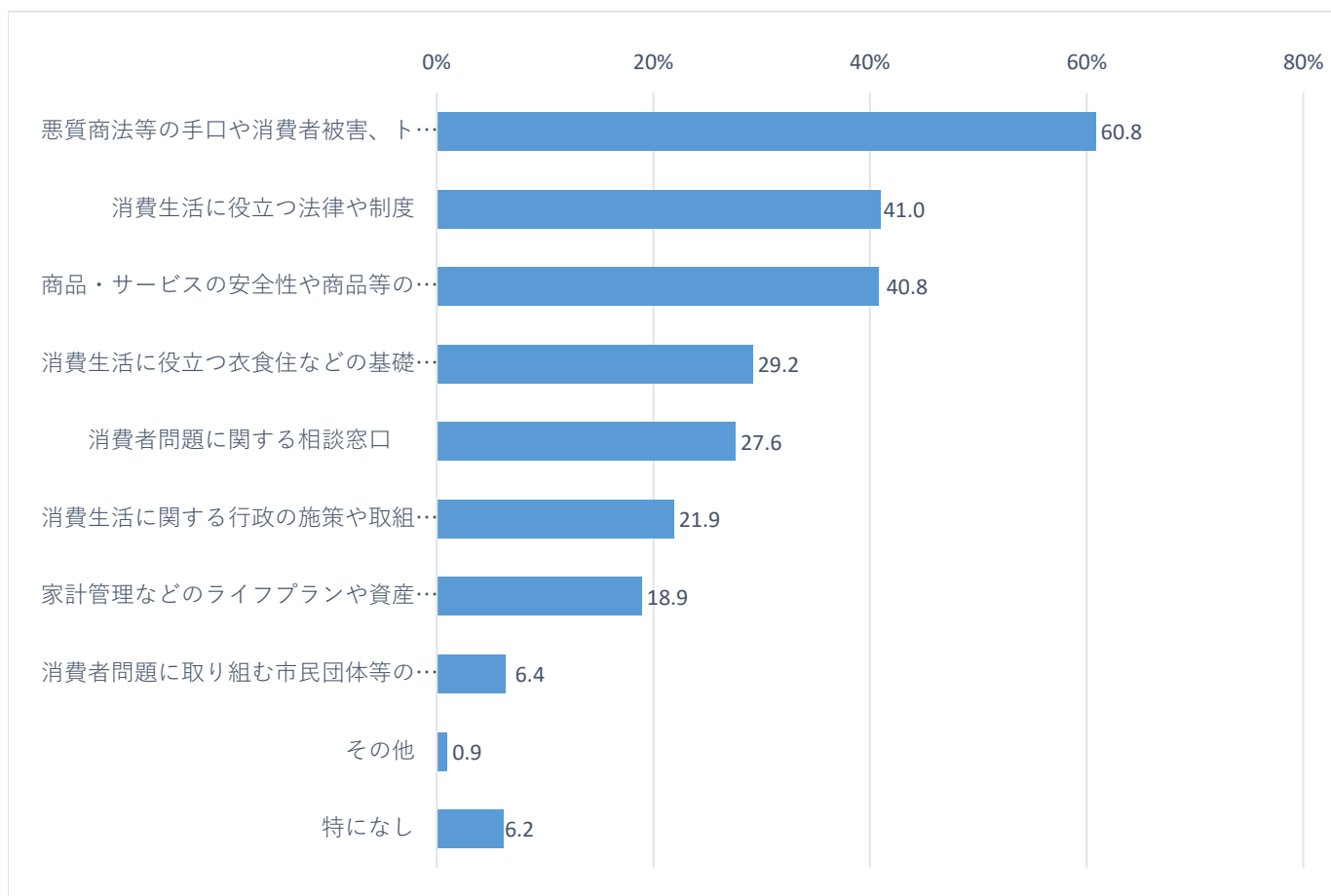
＜消費生活に関する知りたい情報＞

「悪質商法等の手口や消費者被害、トラブルへの対処方法」が約6割、「消費生活に役立つ法律や制度」「商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報」が約4割

問14 消費生活に関する情報についてお伺いします。日常生活の中で、知りたいと思う情報を選んでください。(〇はいくつでも)

	n=439	回答数 (人)	割合 (%)
悪質商法等の手口や消費者被害、トラブルへの対処方法		267	60.8
消費生活に役立つ法律や制度		180	41.0
商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報		179	40.8
消費生活に役立つ衣食住などの基礎知識や、環境にやさしい暮らし方		128	29.2
消費者問題に関する相談窓口		121	27.6
消費生活に関する行政の施策や取組み、講座や催し等のイベント開催情報		96	21.9
家計管理などのライフプランや資産形成に関する基礎知識		83	18.9
消費者問題に取り組む市民団体等の活動		28	6.4
その他		4	0.9
特になし		27	6.2

●「悪質商法等の手口や消費者被害、トラブルへの対処方法」が60.8%と最も多く、次に「消費生活に役立つ法律や制度」(41.0%)、「商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報」(40.8%)となっている。



その他としては、「悪質商法等の会社名の公表」、「特殊詐欺防止啓発コマーシャル」などの回答が見られた。

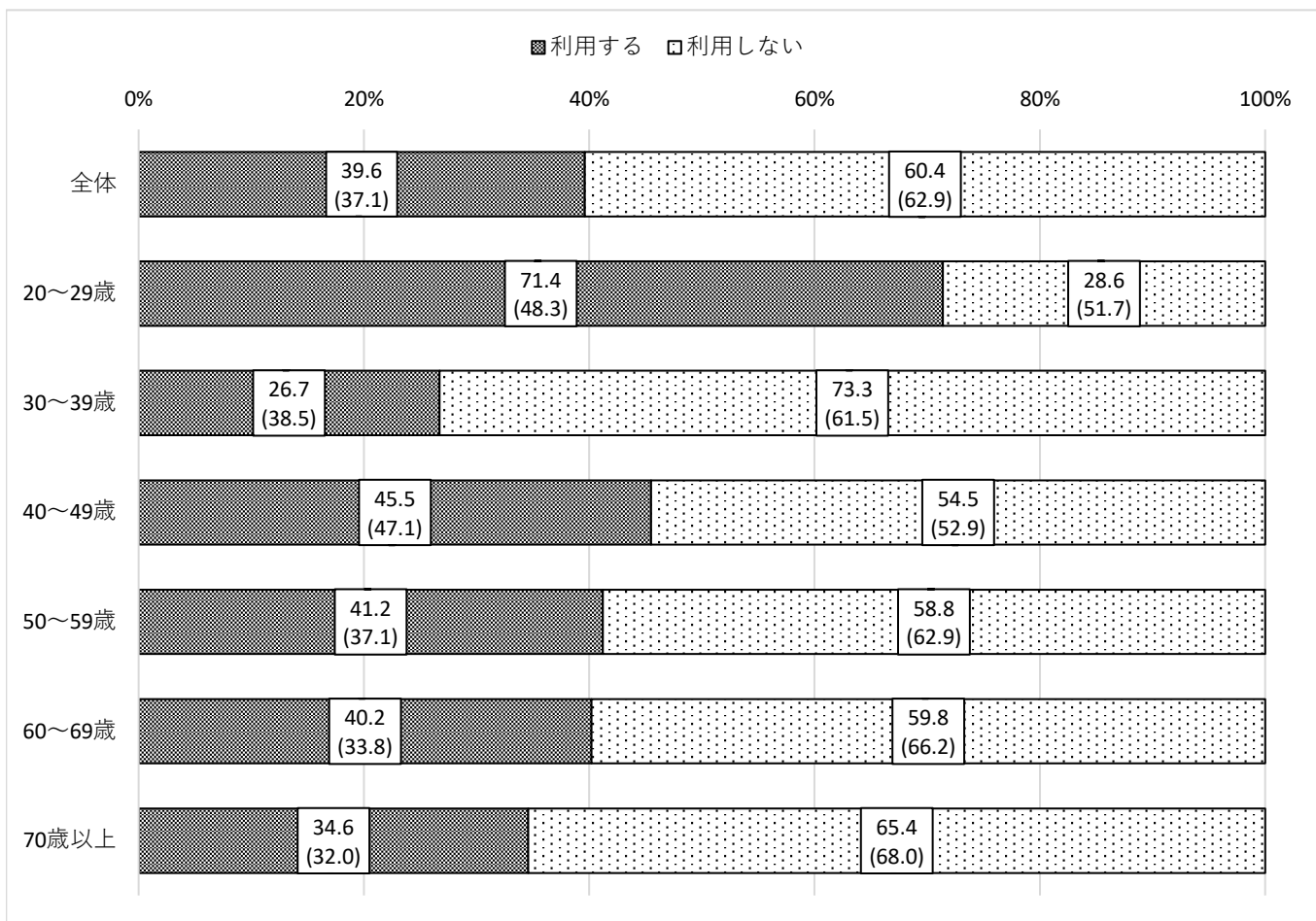
《自転車の利活用、保険加入等について》

＜自転車の利用状況＞
「自転車を利用する」が約4割

問15-1 自転車の利用(シェアサイクル、レンタルサイクルを含みます。)と自転車損害賠償保険等の加入についてあなたの状況に近いものを選んでください。(1つ)

	R3年度 n=439		R2年度 n=996	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
自転車を利用する	174	39.6	370	37.1
自転車を利用しない	265	60.4	626	62.9
無回答	0	0	0	0

●自転車を利用する者の割合は、年代別では20代が71.4%と最も高い。次いで40代(45.5%)が高く、最も低いのは30代で26.7%となっている。



※()内数値は、令和2年度第2回県政モニターアンケート調査数値

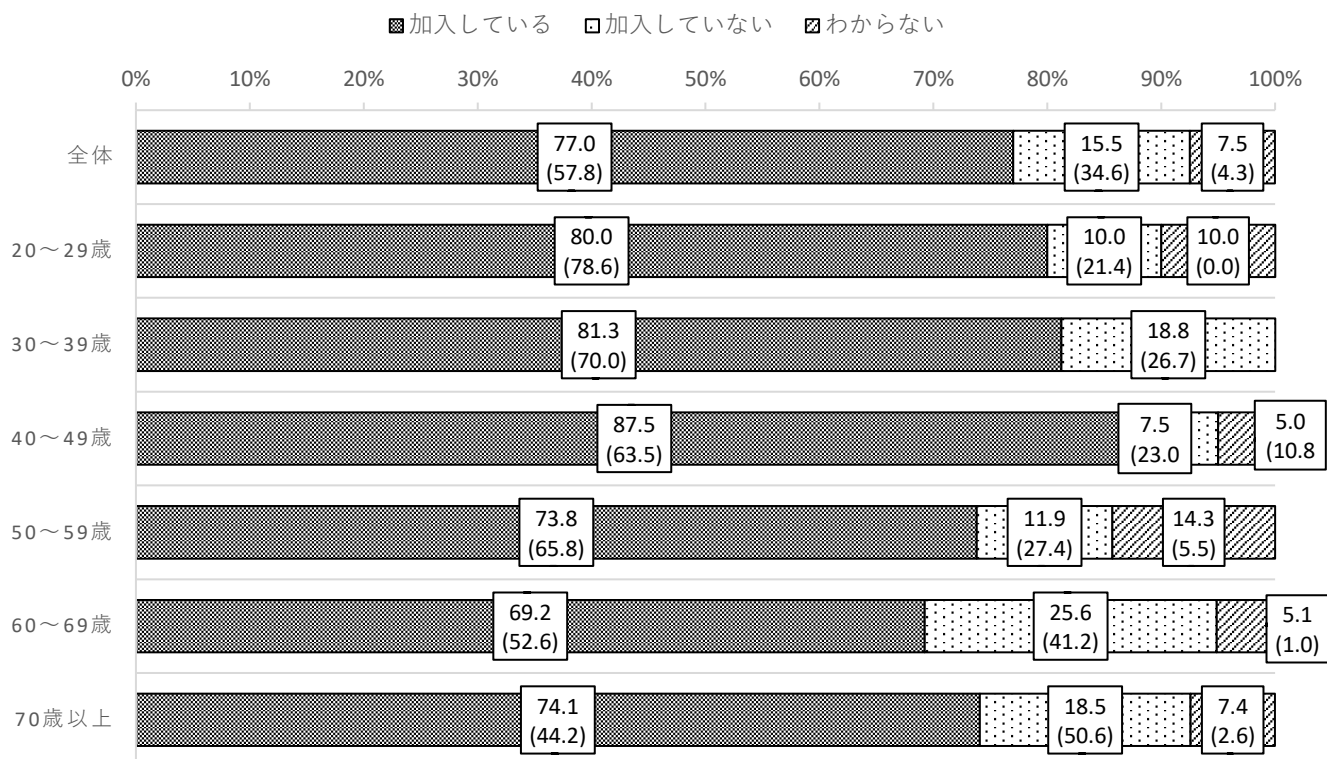
＜自転車損害賠償保険等の加入状況＞
「はい(加入している)」が約8割

※問15-1で「自転車を利用する」に回答した者のみ

問15-2 自転車損害賠償保険等に加入していますか。当てはまるものにチェックをしてください。(自転車損害賠償保険等の加入についてあなたの状況に近いものを選んでください。(一つ))

	R3年度 n=174		R2年度 n=370	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
はい	134	77.0	214	57.8
いいえ	27	15.5	128	34.6
わからない	13	7.5	16	4.3
無回答	0	0	12	3.3

● 「はい(加入している)」が77.0%であり、年代別の加入率は40代が87.5%で最も高い。
前回と比較して、70歳以上の加入率が44.2%から74.1%(+29.9%)と大きく向上した。



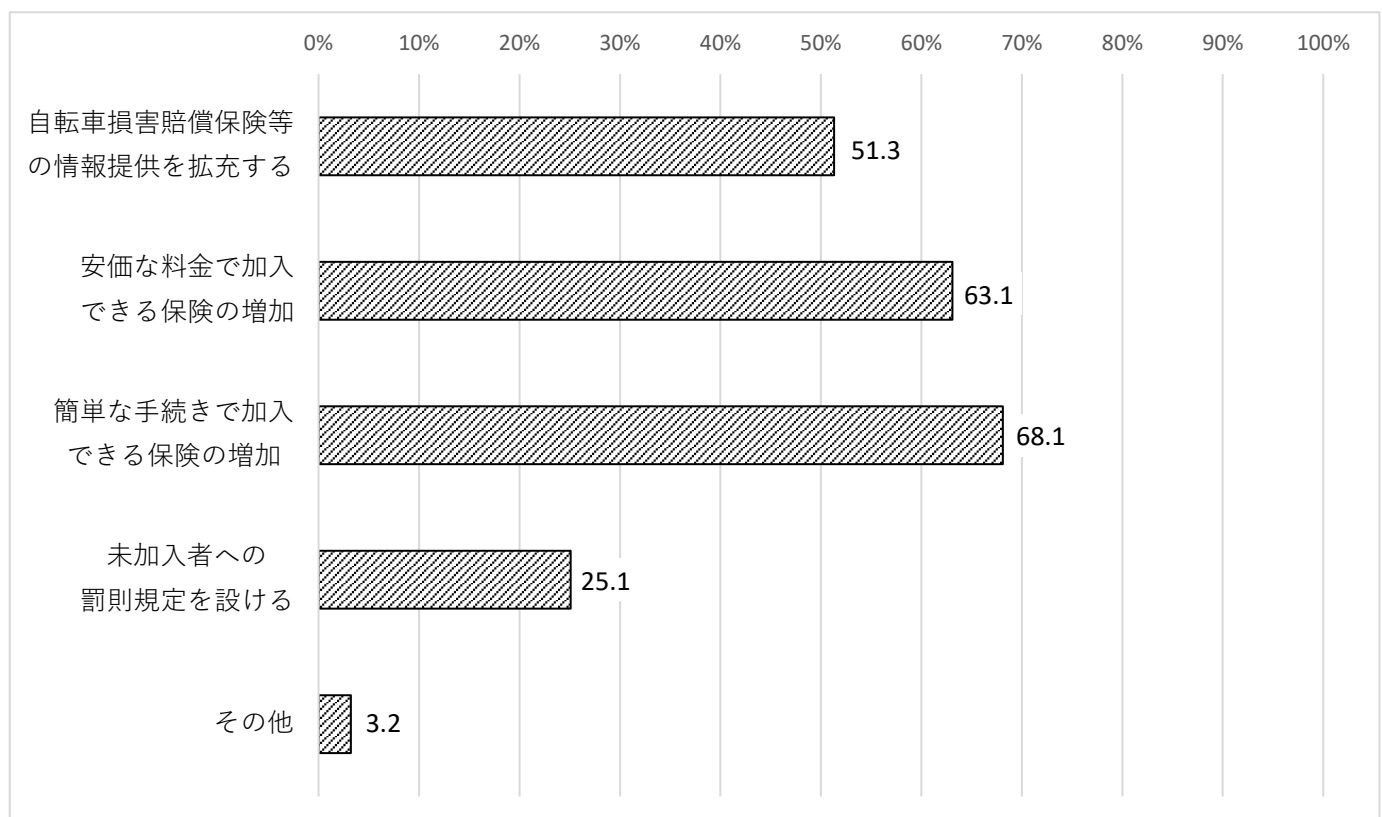
※()内数値は、令和2年度第3回県政モニターアンケート調査数値

＜自転車損害賠償保険等の加入率の向上に必要だと思うこと＞
 「簡単な手続きで加入できる保険の増加」が約7割

問16 自転車損害賠償保険等の加入率の向上に必要だと思うものを選んでください。(いくつでも)

	R3年度 n=439	
	回答数 (人)	割合 (%)
自転車損害賠償保険等の情報提供を拡充する	225	51.3
安価な料金で加入できる保険の増加	277	63.1
簡単な手続きで加入できる保険の増加	299	68.1
未加入者への罰則規定を設ける	110	25.1
その他()	14	3.2

● 「簡単な手続きで加入できる保険の増加」が68.1%と最も多く、次いで「安価な料金で加入できる保険の増加」(63.1%)、「自転車損害賠償保険等の情報提供を拡充する」(51.3%)となっている。



その他としては、「保険加入を自転車購入時の必須条件とする」、「保険加入の重要性を周知する」、「防犯登録とセットにする」等の回答が見られた。

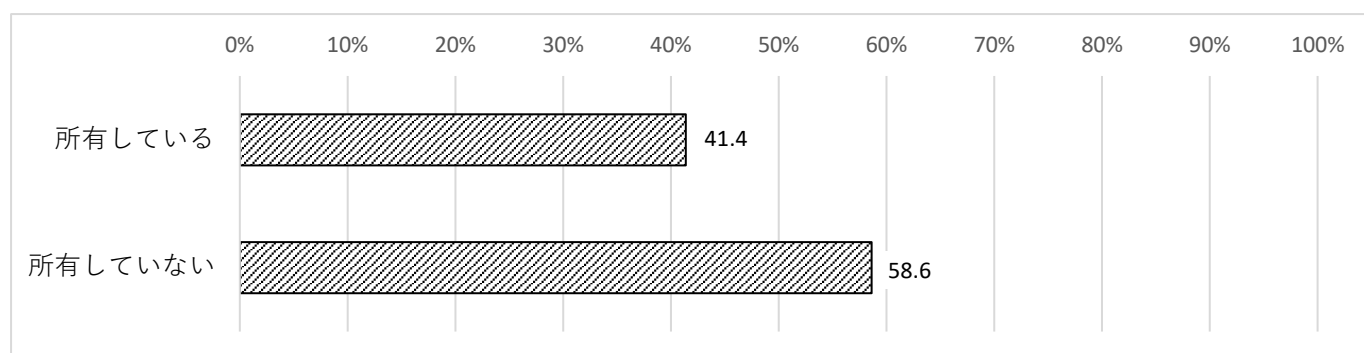
＜ヘルメットの所有・着用状況＞

「所有していないが、ヘルメットの着用は必要だと考える」が4割弱

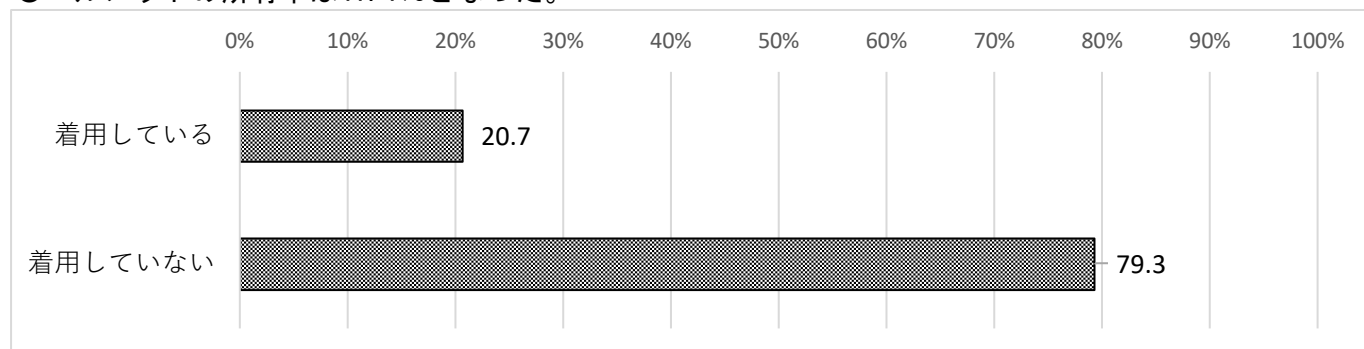
問17 問15-1で①自転車を利用するに回答された方に伺います。ヘルメットの所有状況と自転車利用時のヘルメットの着用についてあなたの状況に近いものを選んでください。(1つ)

	R3年度 n=174	
	回答数 (人)	割合 (%)
所有しており、必ず着用している	14	8.1
所有しており、利用状況(夜間や遠出等)に応じて着用している	22	12.6
所有しているが、着用していない。	36	20.7
所有していないが、ヘルメットの着用は必要だと考える。	63	36.2
所有しておらず、ヘルメットの着用は必要ではないと考える。	39	22.4

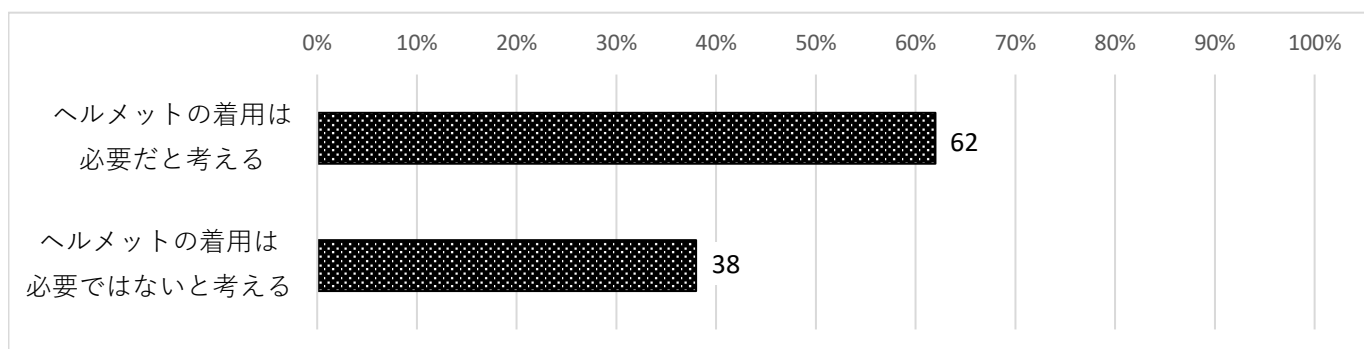
●「所有していないが、ヘルメットの着用は必要だと考える」が36.2%と最も多く、次いで「所有しておらず、ヘルメットの着用は必要ではないと考える」(22.4%)となっている。



●ヘルメットの所有率は41.4%となった。



●ヘルメットの着用率は20.7%となった。



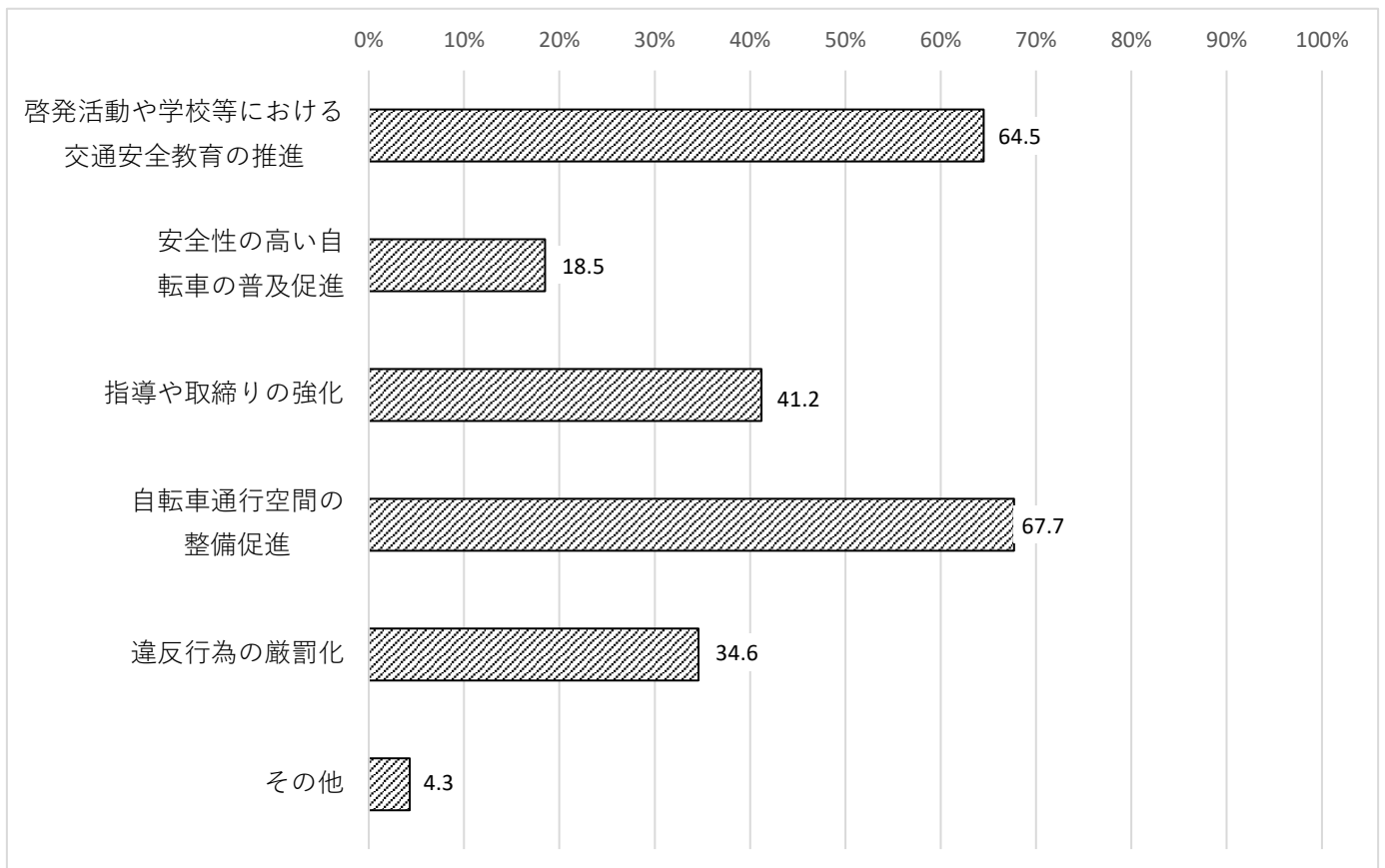
●ヘルメットを所有していない者のうち、62%がヘルメットの着用は必要だと考えている。

＜自転車事故を減らすために必要だと思うこと＞
「自転車通行空間の整備」が約7割

問18 自転車事故を減らすために必要だと思うことを選んでください。(いくつでも)

	R3年度 n=439	
	回答数 (人)	割合 (%)
啓発活動や学校等における交通安全教育の推進	283	64.5
安全性の高い自転車の普及促進	81	18.5
指導や取締りの強化	181	41.2
自転車通行空間の整備促進	297	67.7
違反行為の厳罰化	152	34.6
その他()	19	4.3

●「自転車通行空間の整備促進」が67.7%で最も多く、次いで「啓発活動や学校等における交通安全教育の推進」(64.5%)、「指導や取締りの強化」(41.2%)となっている。



その他としては、「免許制度の導入」、「電動アシスト付き自転車の注意点の啓発」、「特定層(高校生や高齢者)への指導強化」「自転車が安全に走行できる環境の整備」等の回答が見られた。

Ⅲ 調 査 票

【人権に関する意識について】

長野県では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき施策を実施しております。

つきましては、人権に関する県民の皆様の意識などについて伺います。

問1 あなたは日常生活において他者の人権を尊重していますか。(〇は1つ)

- ① している ② 少ししている ③ どちらともいえない ④ あまりしていない ⑤ していない

問2 人権に関わる次のことがらについて、あなたの身の回りで起きている身近なものはどれですか。(〇はいくつでも)

- ① 女性に関すること
② 子どもに関すること
③ 高齢者に関すること
④ 障がい者に関すること
⑤ 同和問題に関すること
⑥ アイヌの人々に関すること
⑦ 外国人に関すること
⑧ HIV感染者等に関すること
⑨ ハンセン病患者・元患者等に関すること
⑩ 刑を終えて出所した人に関すること
⑪ 犯罪被害者等に関すること
⑫ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関すること
⑬ ホームレスに関すること
⑭ LGBTQ(※)等の性的少数者に関すること
⑮ 人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関すること
⑯ 中国帰国者(永住帰国した中国残留邦人等)に関すること
⑰ プライバシー保護の問題に関する問題
⑱ 東日本大震災等の災害発生に伴う人権問題に関すること
⑲ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題(不当な取扱いや誹謗中傷) ⇒問3へ
⑳ インターネットによる人権侵害
㉑ その他(具体的に:)
㉒ 特にない

※LGBTQ…女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、異性も同性も好きになる人(バイセクシュアル)、生物学的な性と性自認が異なる人(トランスジェンダー)、性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)の略。

問3 問2で「⑩新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」を選ばれた方に伺います。新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、あなたの身の回りで起きていることは何ですか。(〇はいくつでも)

- ① 医療関係者など特定の職業に従事する者に対する不当な取扱い
- ② 県外往来者に対する嫌がらせや誹謗中傷
- ③ インターネットによる誹謗中傷
- ④ 外国人に対する不当な取扱い
- ⑤ ワクチン未接種者に対する不当な取扱い
- ⑥ その他(具体的に: _____)

問4 次のうち、見聞きしたことのある相談窓口を全てあげてください。(〇はいくつでも)

- ① 長野県人権啓発センター・・・・・・・・・・・・・・【TEL:026-274-3232(人権相談専用)】
- ② 新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-235-7100】
- ③ 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」・・・・・・ 【#8891(短縮ダイヤル)】
- ④ 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」・・・・・・【TEL:0266-22-8822(相談・面談予約専用)】
- ⑤ みんなの人権110(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-003-110】
- ⑥ 子どもの人権110(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0120-007-110】
- ⑦ こども支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0800-800-8035(こども専用ダイヤル)】
- ⑧ 女性の人権ホットライン(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-070-810】
- ⑨ 女性相談センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-235-5710(相談専用)】
- ⑩ 外国語人権相談ダイヤル(全国共通ダイヤル)・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:0570-090911】
- ⑪ 長野県多文化共生相談センター・・・・・・・・・・・・・・ 【TEL:026-219-3068】
- ⑫ 障がい者総合支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 【県内33カ所に設置】
- ⑬ どれも知らない

【県政の広報について】

県では、「エシカル消費」をテーマに、11月末から「広報紙」、「テレビCM」、「YouTube広告」、「インターネット広告」による広報活動を実施しています。
つきましては、今後の県政広報の参考とするため、以下について伺います。

問5 令和3年12月5日（日）の新聞折込により、「長野県広報紙 県からのたより」を配布しましたが、ご覧になりましたか。（〇は一つ）

※折込対象新聞：信濃毎日新聞、読売新聞、長野日報、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞

- ① 読んだ
- ② 届いたが読んでいない
- ③ 届いたことに気が付かなかった
- ④ 折込対象の新聞を購読していないため、届いていない



※長野県広報紙 県からのたより 表紙

問6 令和3年11月末から以下のCM動画をテレビで放送していますが、ご覧になりましたか。（〇は一つ）

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

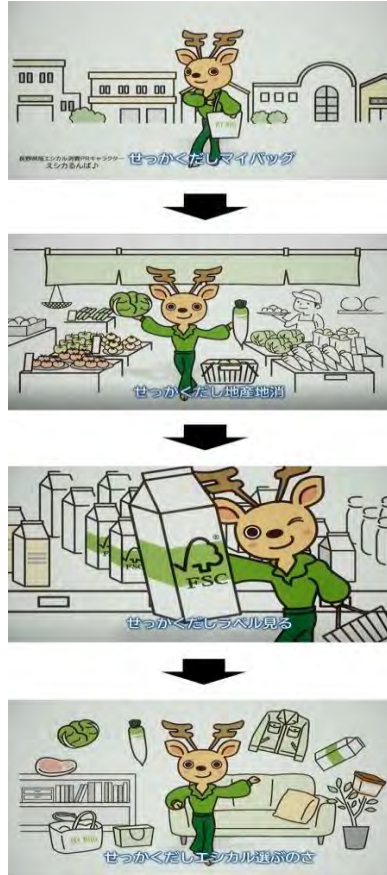
※CM動画イメージ画像



問7 令和3年11月末から以下のCM動画をYouTube広告で配信していますが、ご覧になりましたか。(〇は一つ)

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

※CM動画イメージ画像



問8 令和3年11月末から以下のインターネット広告を実施していますが、ご覧になりましたか。(〇は一つ)

- ① 見た
- ② 見ていない、または覚えていない

※インターネット広告のイメージ画像



画像をクリックすると専用ページへ



問9 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。その内容に興味を感じましたか。(〇は一つ)

- ① 非常に興味を感じた
- ② やや興味を感じた
- ③ 興味を感じなかった

問10 広報紙、CM動画、インターネット広告の1つでも「読んだ」や「見た」を選ばれた方に伺います。エシカル消費に対してどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

- ① 既実践していたエシカル消費の行動を継続しようと思った
- ② 環境に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ③ 人・社会に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ④ 地域に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ⑤ 健康に配慮した消費行動を実践しようと思った
- ⑥ 何も思わなかった
- ⑦ その他 ()

【消費生活に関する意識について】

県では、第2次長野県消費生活基本計画（※1）（平成30年度～令和4年度）に基づき、公正で持続可能な消費社会を目指し、消費者の権利の確立と擁護と県民の消費生活における自立支援に取り組んでおります。また、より安全・安心な消費社会づくりを進めるため、第3次長野県消費生活基本計画の策定に向けた検討を行っております。

つきましては、消費活動に関する皆様の意識などについて伺います。

（※1）長野県消費生活基本計画とは
長野県消費生活条例第3条の規定により、県民及び関係機関の参加、協働による総合的な施策を推進するため策定するものです。

問11 県では、安全・安心な消費生活を確保するため、以下の施策に取り組んでいます。今後、より力を入れてほしいと思うものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費者事故情報の提供
- ② 物価の価格監視
- ③ 悪質事業者への指導・処分
- ④ 不適切な表示の検査・指導
- ⑤ 学校・地域・職域等における消費者教育の推進・人材育成
- ⑥ 特殊詐欺被害防止対策
- ⑦ 多重債務者対策
- ⑧ 消費者行政における施策や取組の広報
- ⑨ 身近な市町村での相談体制の整備
- ⑩ 消費生活相談員の専門性向上
- ⑪ その他（ ）
- ⑫ 特にない

問12 消費生活に関するトラブルに「あった」又は「あいそうになった」時、どこに相談しましたか。当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費者ホットライン（電話番号188）
- ② 県の消費生活センター（北信、中信、南信、東信の4ヶ所）
- ③ 身近な市町村の相談窓口
- ④ 警察（相談専用番号 #9110、最寄りの交番など）
- ⑤ 家族、親族、友達等身近な人
- ⑥ 消費者の会などの消費者団体
- ⑦ 弁護士（無料の弁護士相談会等を含む）等の専門家
- ⑧ 企業のお客さま相談窓口
- ⑨ 相談していない
- ⑩ トラブルにあった、あいそうになったことはない
- ⑪ その他（具体的に ）

→ 問13へ

問13 問12で、⑨を選ばれた方に伺います。相談しなかった理由で、当てはまるものを選んでください。（〇はいくつでも）

- ① どこに相談していいか分からなかったから
- ② 相談窓口の受付時間内に相談するのが難しかったから
- ③ 人に知られたくない内容だったから
- ④ 自分で調べて解決できたから
- ⑤ 誰かに相談する程のことではないと思ったから
- ⑥ 解決は無理だと考え諦めたから
- ⑦ メールやSNSでの相談ができないから
- ⑧ その他（具体的に _____ ）

問14 消費生活に関する情報について伺います。日常生活の中で、知りたいと思う情報を選んでください。（〇はいくつでも）

- ① 消費生活に関する行政の施策や取組み、講座や催し等のイベント開催情報
- ② 消費生活に役立つ法律や制度
- ③ 消費者問題に関する相談窓口
- ④ 悪質商法等の手口や消費者被害、トラブルへの対処方法
- ⑤ 商品・サービスの安全性や商品等のリコール情報
- ⑥ 消費生活に役立つ衣食住などの基礎知識や、環境にやさしい暮らし方
- ⑦ 家計管理などのライフプランや資産形成に関する基礎知識
- ⑧ 消費者問題に取り組む市民団体等の活動
- ⑨ その他（具体的に _____ ）
- ⑩ 特にない

【自転車の利活用、保険加入等について】

長野県では、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」に基づき、自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保や、本県の特長を生かした健康増進、環境負荷低減、観光振興に資する自転車の利用促進を図っています。

つきましては、自転車の利用状況や自転車損害賠償保険等（※）への加入状況などについて伺います。

(※)自転車損害賠償保険等への加入について

県では、令和元年10月から、県内で自転車を利用する際の自転車損害賠償保険等への加入を義務化しました。(罰則無し)

自転車損害賠償保険等とは、万が一、自転車事故が発生したときに、事故の相手方の生命や身体に生じる損害を確実に補償するための保険・共済です。

なお、自転車事故のみを補償する保険の他にも、自動車任意保険や火災保険等の特約付帯により保障されている場合があります。

問15-1 自転車の利用（シェアサイクル、レンタルサイクルを含みます。）と自転車損害賠償保険等の加入についてあなたの状況に近いものを選んでください。（1つ）

①自転車を利用する

→問15-2 自転車損害賠償保険等に加入していますか。当てはまるものを選んでください。（自転車本体に掛けられる保険や、回答者本人が補償対象者となる保険（共済）契約等を含みます。）（1つ）

- (1) はい
- (2) いいえ
- (3) わからない

②自転車を利用しない

問16 自転車損害賠償保険等の加入率の向上に必要なだと思うものを選んでください。（いくつでも）

- (1) 自転車損害賠償保険等の情報提供を拡充する
- (2) 安価な料金で加入できる保険の増加
- (3) 簡単な手続きで加入できる保険の増加
- (4) 未加入者への罰則規定を設ける
- (5) その他（ ）

問17 問15-1で①自転車を利用するに回答された方に伺います。ヘルメットの所有状況と自転車利用時のヘルメットの着用についてあなたの状況に近いものを選んでください。（1つ）

- ① 所有しており、必ず着用している。
- ② 所有しており、利用状況（夜間や遠出等）に応じて着用している。
- ③ 所有しているが、着用していない。
- ④ 所有していないが、ヘルメットの着用は必要だと考える。
- ⑤ 所有しておらず、ヘルメットの着用は必要ではないと考える。

問18 自転車事故を減らすために必要だと思うことを選んでください。（いくつでも）

- ①啓発活動や学校等における交通安全教育の推進
- ②安全性の高い自転車の普及促進
- ③指導や取締りの強化
- ④自転車通行空間の整備促進
- ⑤違反行為の厳罰化
- ⑥その他（ ）
- ⑦特にない